

## 第3部 決算状況の推移と他市との比較

多摩市はどんな市なのかを、過去からの推移と、他の市との比較により解説しています。

## 1 はじめに

「多摩市は財政力が高いつて言うけれど本当なの？」「行政は財政が厳しいと言うけれどなぜ厳しいの？」そんな疑問をお持ちではありませんか？ここでは、決算から見る多摩市の財政状況をできる限り分かりやすく説明してみました。

市に入ってくる収入(歳入)の状況や収入をどのようなことに使っているのか(歳出)、また、歳入と歳出のバランス、財政の状況を計る各種指標、他市との比較等を通して、多摩市の財政状況を見てみます。そして、課題や特徴を浮き彫りにしながら、将来を展望してみます。

多摩市は多摩ニュータウンの開発とともに発展してきました。人口の急激な増加とともに、市税収入も伸びてきました。その税金を活用して、様々な市民サービスの充実や公共施設の建設等を行ってきました。昭和46年の初期入居から40年が経ち、市内のニュータウン開発が収束し成熟期に入った多摩市の状況を紹介します。

### 【平成22年度決算の特徴】

平成21年度決算と比較すると、歳入の根幹である市税は、長引く景気低迷の影響により、個人市民税が約7.8億円の減、法人市民税が約1.5億円の減となり、固定資産税の家屋分が増額したものの、市税全体では約6.4億円の減少となりました。一方で、子ども手当に係る国庫支出金等や財産(市有地等)売却収入の増などにより、歳入総額は前年度比14.8億円の増額となりました。

歳出は、人件費・公債費の減少や定額給付金・教育施設の建替え等の事業終了による減額に対して、新たな支給が開始された子ども手当や生活保護費等の扶助費、国民健康保険・後期高齢者医療特別会計への繰出など、社会保障関連経費が大幅に増加したことなどにより、歳出総額では前年度比18.3億円の増額となりました。

このように、「減る税収、増える社会保障経費」という状況が続く中で、市税等の「経常一般財源」の不足分を補うために、財政調整基金の取り崩しに加え、赤字債としての臨時財政対策債を借入れる厳しい財政状況となりました。

### 【財政の見通し】

財政環境の先行きを見通すことが困難な中で、高い水準にある市民サービスや公共施設を、身の丈にあった適正な水準に見直し、人口構成の変化を見据え、真に必要な事業に重点的に配分する「選択と集中」により、歳入に見合った歳出構造へ転換していかなければなりません。そのためには、経常経費の削減に取り組み、将来世代にも責任を持った、借入金や貯金の取り崩しに頼らない、持続可能な行財政運営の構築に取り組んでいくことが喫緊の課題です。

数値は「普通会計」によるものです

#### ○一般会計とは

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計であり、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。

一方、「特定の事業を行う場合」や「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務づけられているもののほか、条例によって特別会計を設置することができます。

#### ○普通会計とは

地方財政統計上で統一的に用いる会計区分です。一般会計・特別会計の区分などは地方公共団体により異なりますが、普通会計を用いれば同じ条件での比較ができます。

#### ○構成

経年変化は、過去からの流れをグラフで、具体的な数値は近年7年分を表で示しています。他市との比較は平成23年8月中旬時点の数値を用いています。

#### ○グラフに記載の「市民1人当たりの…」の数値について

特に注釈のない場合、各グラフの数値は、平成23年3月31日現在の人口(144,905人)を基に算出しています。

## 2 歳入の状況

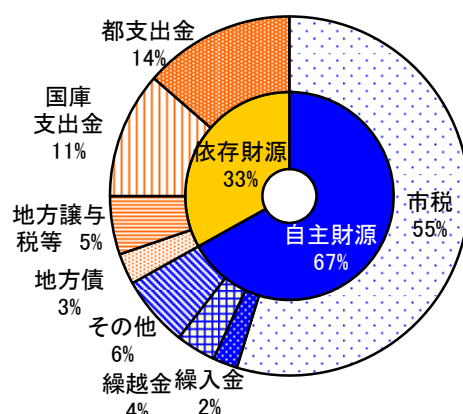
では歳入を見てみましょう。

### (1) 多摩市の歳入構成

平成7年度から11年度までは大型の施設整備が相次ぎ、それに伴う国や都からの補助金、基金の取崩し、地方債借入などにより、歳入総額が増加していました。

近年はほぼ横ばいで推移してきましたが、20・21年度の定額給付金給付や、22年度からの子ども手当支給により、国庫支出金と都支出金が増額となり、歳入総額を押し上げる要因となっています。

どの年度においても、多摩市の歳入で一番大きな割合を占めているのが、市民の皆さんの市税です。平成22年度決算における構成比は54.7%となっており、都内26市の中でも3番目に高い比率となっています。一方、国税や都税に連動する地方譲与税等は、景気低迷の影響を受け、収入額、構成比ともに4年連続で減少しています。



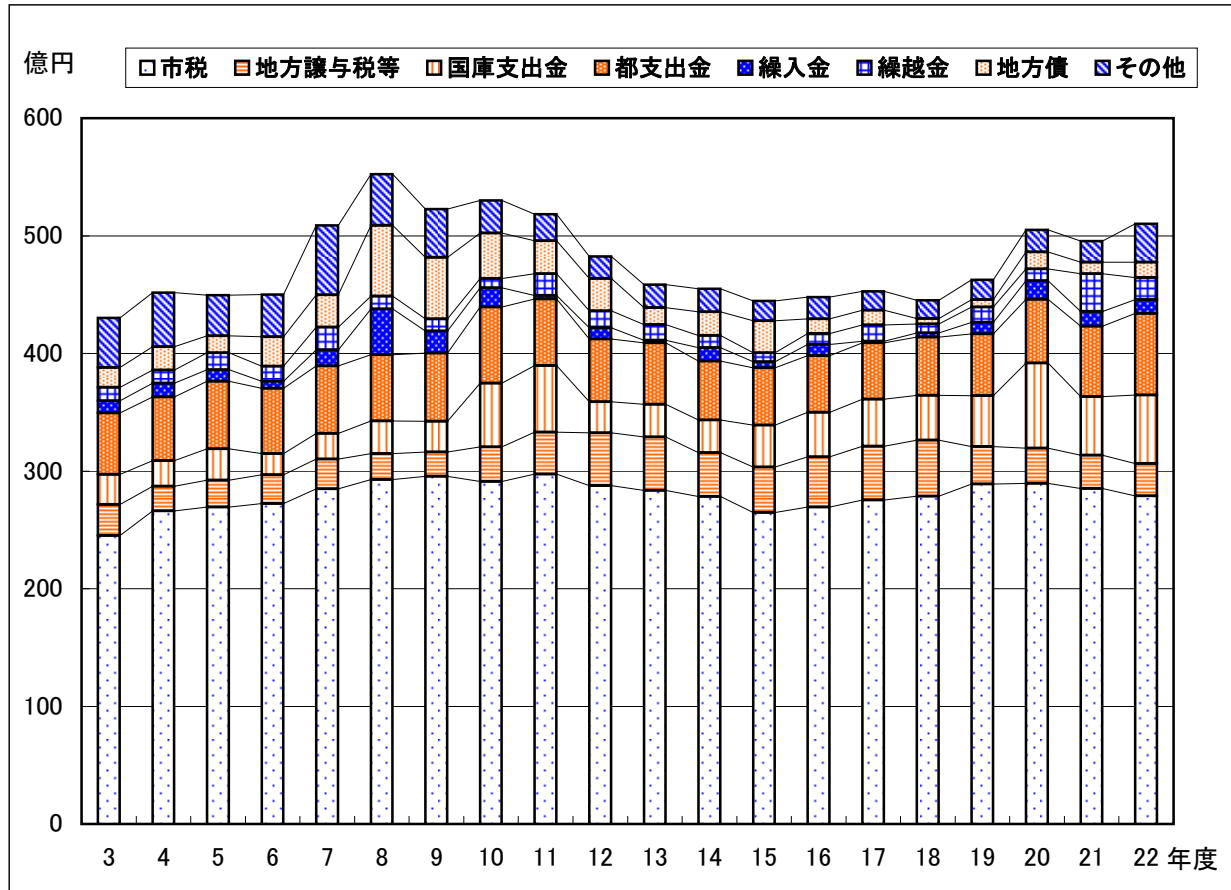
### (2) 主な項目の増減要因

※主な項目について、平成21年度と比較して説明します。

なお、市税については、「3 市税の推移」で、税目ごとに説明します。

科目	増減理由
地方譲与税等	約0.7億円、2.4%の減収となりました。「減税補てん地方特例交付金」が平成11年に廃止され、その影響額に対する措置として設けられていた「特別交付金」が平成21年度をもって終了したことも大きな要因となっています。
国庫支出金	約8.5億円、17.1%の増加となりました。子ども手当の支給に伴う国庫負担金の増加が主な要因です。
都支出金	約9.3億円、15.5%の増加となりました。子ども手当の支給に伴う都負担金や、保育所・認知症高齢者グループホーム整備に対する都補助金の増加が主な要因です。
繰入金	約0.7億円、6%の減少となりました。多摩第一小学校建替えや、青陵中学校増改修などの普通建設事業費が減ったことにより、公共施設整備基金の取崩しの減少が主な要因です。
繰越金	約13億円、58.0%の大幅な減少となりました。これは、定額給付金給付事業の終了に伴う繰越金の皆減が主な要因です。
地方債	約3.4億円、34.9%の増加となりました。(仮称)唐木田コミュニティセンター建設工事や防災無線デジタル化工事に係る市債の発行が主な要因です。

(資料)多摩市の歳入構成の推移



単位:千円、%

年度	16	17	18	19	20	21	22
市税	26,939,055	27,550,456	27,867,998	28,901,180	28,942,916	28,525,105	27,888,792
構成比	60.2	60.8	62.6	62.5	57.3	57.6	54.7
地方譲与税等 ※1	4,261,042	4,562,806	4,756,232	3,192,924	2,998,809	2,826,977	2,759,582
構成比	9.5	10.1	10.7	6.9	5.9	5.7	5.4
国庫支出金	3,782,435	3,998,599	3,810,216	4,314,683	7,240,955	4,982,415	5,823,737
構成比	8.4	8.8	8.6	9.3	14.3	10.0	11.4
都支出金	4,839,314	4,799,640	4,961,880	5,248,036	5,425,388	5,990,853	6,935,051
構成比	10.8	10.6	11.1	11.3	10.8	12.1	13.6
繰入金	931,696	115,798	335,209	995,070	1,555,705	1,239,862	1,164,601
構成比	2.1	0.3	0.8	2.2	3.1	2.5	2.3
繰越金	920,849	1,396,419	759,414	1,292,734	1,007,283	3,209,137	1,863,745
構成比	2.1	3.1	1.7	2.8	2.0	6.5	3.7
地方債	1,263,800	1,241,000	477,700	621,200	1,457,600	983,600	1,327,400
構成比	2.8	2.7	1.1	1.3	2.9	2.0	2.6
その他 ※2	1,844,668	1,611,524	1,545,311	1,684,259	1,863,570	1,786,790	3,265,490
構成比	4.1	3.6	3.4	3.7	3.7	3.6	6.3
合計	44,782,859	45,276,242	44,513,960	46,250,086	50,492,226	49,544,739	51,028,398

(最終決算年度から7年間)

※1 地方譲与税等:(地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金)

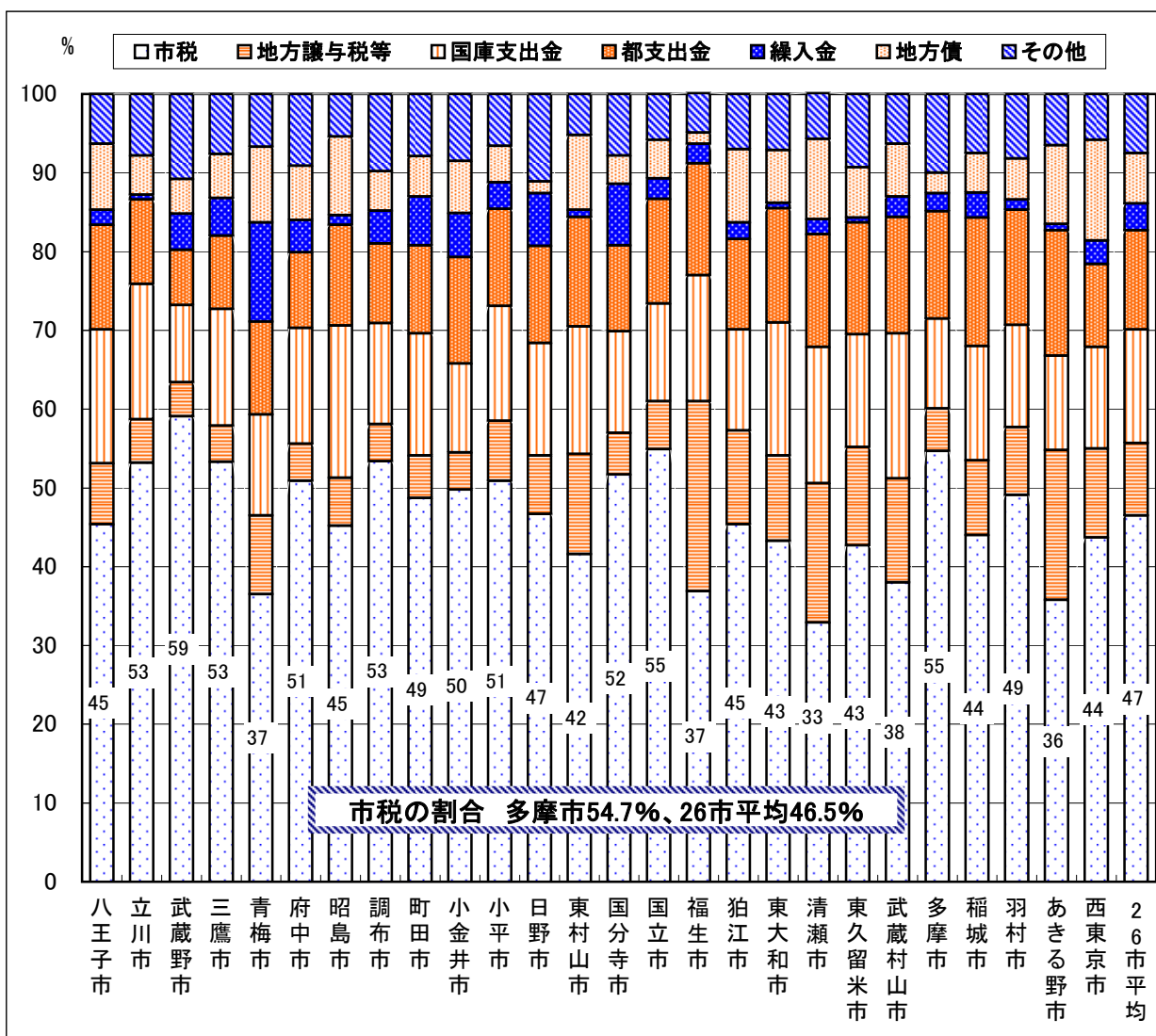
※2 その他:(分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入)

### (3) 多摩市の歳入の構成と他市との比較

#### ①平成22年度 26市における歳入の構成

歳入には、市の税金と、国と都からの収入、また、銀行等からの借入や、施設の使用料等があります。多摩市は市税が54.7%で26市の平均46.5%と比べると8.2%も高く、分担金、使用料、手数料等も含めた自主財源の割合が67.0%を占めています。

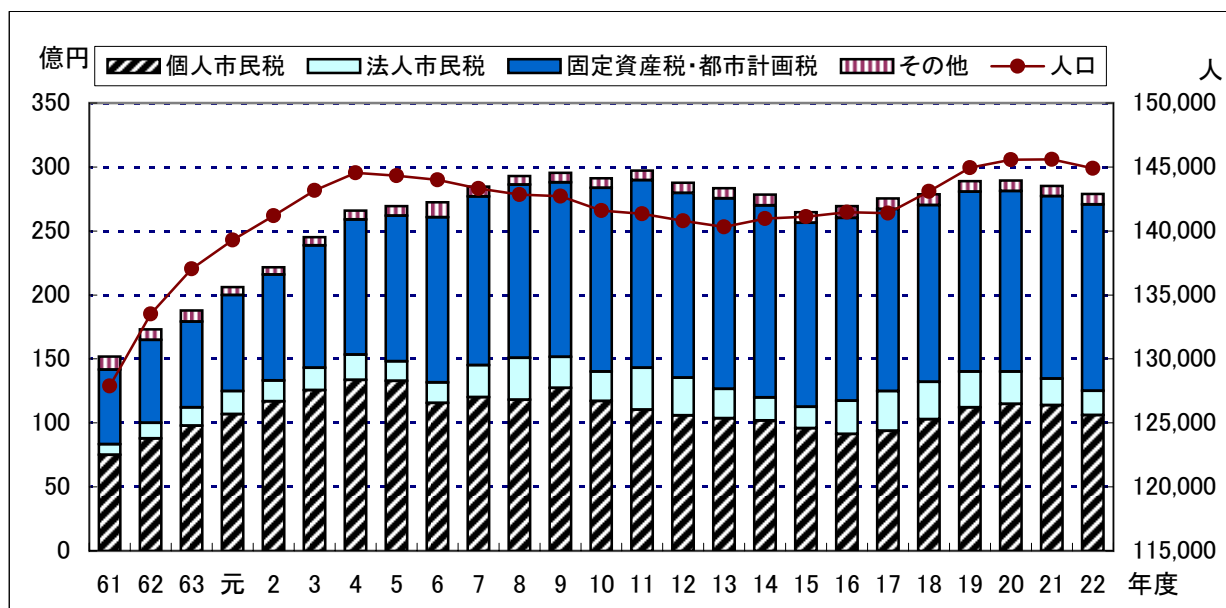
自主財源比率は、昨年度に比べて3.2ポイント低くなっています。これは、市税が歳入割合の約60%から55%に減少した一方で、子ども手当の支給に伴う国庫支出金、保育所建設や認知症高齢者グループホーム整備に対する補助等に伴う都支出金、普通建設事業に伴う地方債など、「依存財源」に分類される歳入が増加したことが要因です。



### 3 市税の推移

#### (1) 市税の内訳はどうなっているのか

歳入の中で大きなウェイトを占める「市税」の内訳は次のとおりです。



単位:千円

年度	16	17	18	19	20	21	22
個人市民税	9,136,845	9,392,494	10,291,657	11,203,989	11,495,391	11,375,543	10,596,817
法人市民税	2,599,200	3,080,720	2,911,395	2,803,795	2,503,459	2,075,603	1,921,269
固定資産税・都市計画税	14,272,014	14,239,452	13,823,857	14,064,105	14,125,787	14,264,329	14,543,410
その他	930,996	837,790	841,089	829,291	818,279	809,630	827,296
合計	26,939,055	27,550,456	27,867,998	28,901,180	28,942,916	28,525,105	27,888,792
人口	141,478	141,383	143,090	144,947	145,560	145,596	144,905

(最終決算年度から7年間)

～歳入:市税は歳入の基本～

人口の大幅な増加に伴い、平成4年度までは右肩上がりの高い伸びで、11年度にピークを迎えたあと減少しました。16年度から再び増加していましたが、景気の影響を受け21年度から再び減少に転じました。市税の主体は、5年度までは個人市民税でしたが、それ以降は固定資産税へと転換しています。特に6年度からの個人市民税の減少は減税の影響によるものです。

22年度の市税収入を前年度と比較すると、個人市民税は7.8億円の減、法人市民税は1.5億円の減収となりました。固定資産税・都市計画税は、家屋や償却資産が増収となったことから、2.8億円の増収となりました。市税トータルでは、6.4億円の減収となっています。

(2) 税等の未納状況： 本来支払うべき税や各種使用料等を納めていないのは...

多摩市の市税の徴収率は全国的にもかなり高い方で、平成22年度は96.7%と東京都26市中で上位2位でした。しかし、市税や各種使用料などの未納金合計額は、約26億円にも上ります。このほかにも、市の会計外である「給食費の滞納」もあります。

なお、市では納税相談や納付相談を行うとともに、負担の公平からも、徴収率向上の取り組みを続けています。

会計	項目	金額(千円)
一般会計	小計	1,194,104
	市税	886,841
	社会福祉費負担金	6,683
	児童福祉費負担金	85,301
	民生使用料	12,279
	住宅使用料	5,104
	清掃手数料	3,496
	諸収入	194,400
下水道事業特別会計	下水道使用料	98,150
国民健康保険特別会計	小計	1,217,129
	国民健康保険税	1,211,735
	諸収入	5,394
介護保険サービス事業特別会計	自己負担金	1,565
介護保険特別会計	介護保険料	39,148
後期高齢者医療特別会計	医療保険料	14,205
	合計	2,564,301

### (3) 都市計画税の収入額と充当事業

#### 1. 都市計画税の収入

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
都市計画税 ①	1,882,242	1,903,335	1,939,878	1,952,259	1,972,538

#### 2. 充当事業

			都市計画決定日	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
起債償還額	公園整備事業	原峰公園	S63.3.10	150,157	151,962	153,642	116,859	72,421
	下水道整備事業	公債費		189,589	271,578	116,009	109,941	89,856
	区画整理事業	東寺方坂下区 整用地	H5.9.13	10,495	10,495	10,495	10,495	10,495
		関戸古茂川区 整事業	H8.12.26	37,205	37,205	37,205	37,205	37,205
	市街地再開発 事業	桜ヶ丘ヴィー タ用地	H6.4.19	74,433	74,433	74,433	74,433	74,433
	廃棄物処理施 設整備事業	資源化セン ター	H10.3.20	212,742	212,742	212,742	212,742	212,742
	その他	パルテノン建 物	S56.11.27	104,090				
		モノレール	H1.9.29	80,013	102,073	111,829	100,172	100,172
小計				858,724	860,488	716,355	661,847	597,324
負担金等	市街地再開発 事業	桜ヶ丘ヴィー タ保留床買取	H6.4.19	347,194	341,891	336,588	331,286	325,983
	廃棄物処理施 設整備事業	資源化セン ター	H10.3.20			39,451	80,406	82,998
		NI環境組合 二期施設	S63.3.10	915,128	490,608	490,527	490,527	378,942
		たま広域エコ セメント	H15.2.10	7,607	11,087	40,844	60,561	60,561
	その他	南多摩斎場組 合用地	S45.5.14	34,137	34,137	34,137	0	0
小計				1,304,066	877,723	941,547	962,780	848,484
事業費	公園整備事業	和田緑地	H19.3.14		138,929			
		和田緑地	H20.6.13			199,958		
		とりで公園	H22.11.30					198,049
	下水道整備事 業	雨水排水樋管 整備事業	H22.11.30				22,000	86,810
小計				0	138,929	199,958	22,000	284,859
充当事業費等合計 ②				2,162,790	1,877,140	1,857,860	1,646,627	1,730,667

都市計画基金充当額 ①-②	-	26,195	82,018	305,632	241,871
---------------	---	--------	--------	---------	---------

※ 都市計画基金への積立額は、調定額や徴収率の変動による税収の増減、契約等に伴う事業費の増減等により、差し引き額に変動が生じる場合は、市税や事業費の補正にあわせて、積立額を補正します。また、決算の確定に伴う調整は翌年度の補正予算に計上します。

## 4 歳出の状況 ～収入（歳入）の使い道はどうなっているのか～

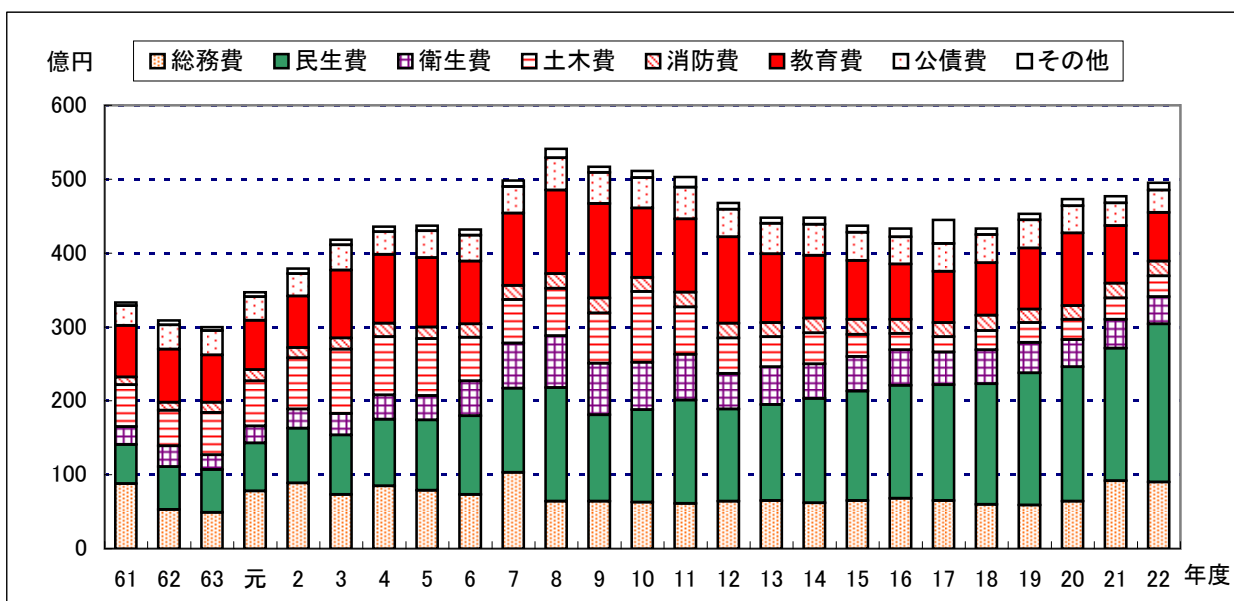
普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。

- 目的別：その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもの  
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費など。
- 性質別：その歳出経費がどのような内容に使われたかによって分類するもの  
人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資貸付金、繰出金、普通建設事業費など。

### (1) 目的別経費の推移 ～どのような目的に使われたのか～

#### ①目的別経費の推移

歳出における目的別経費の推移は、次のとおりです。



単位：千円

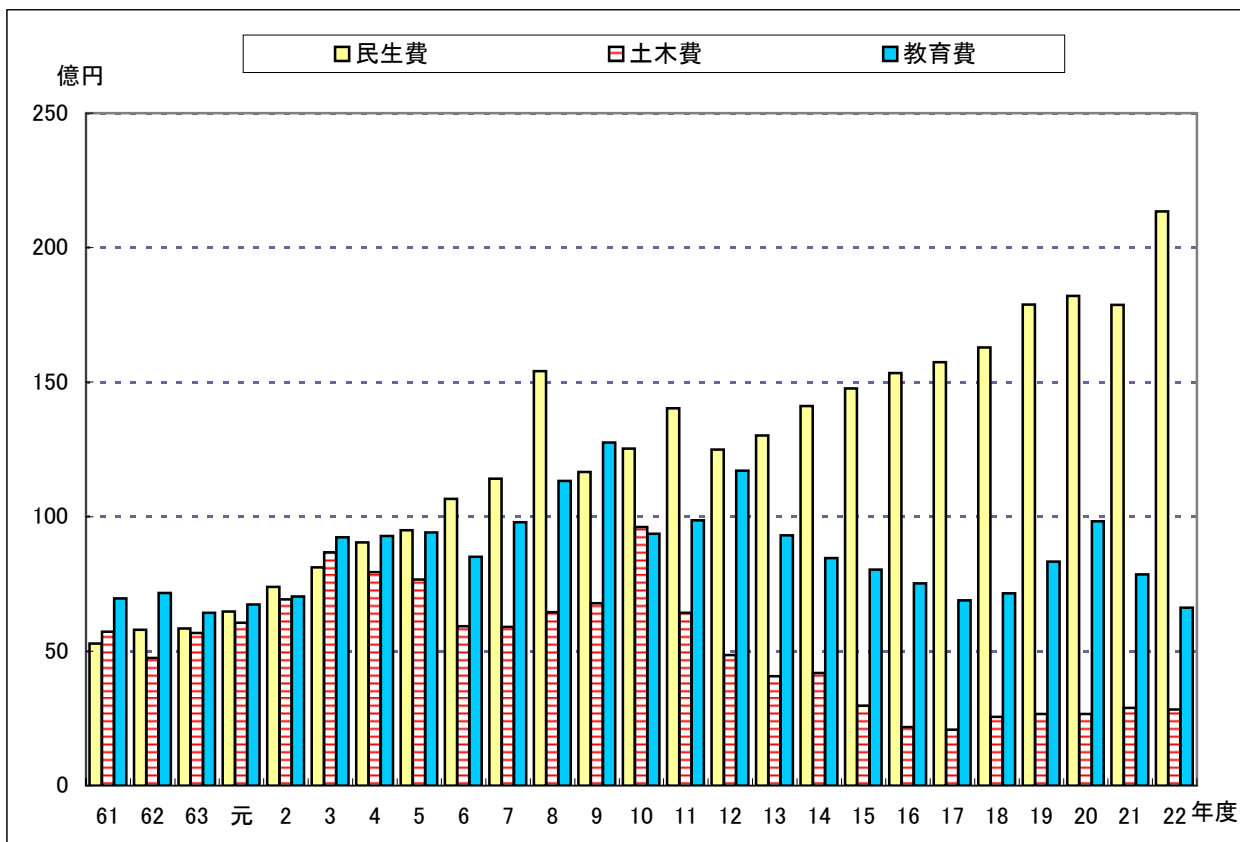
年度	16	17	18	19	20	21	22
総務費	6,758,745	6,454,734	5,991,753	5,861,572	6,427,055	9,155,904	9,047,692
民生費	15,340,962	15,740,949	16,289,692	17,877,332	18,198,069	17,866,357	21,353,831
衛生費	4,797,980	4,401,770	4,557,614	4,064,175	3,740,253	3,867,572	3,681,533
土木費	2,181,149	2,080,142	2,563,217	2,656,770	2,666,244	2,892,446	2,834,736
消防費	1,924,128	1,918,039	2,068,833	1,844,599	1,853,881	1,972,656	1,958,986
教育費	7,518,415	6,893,592	7,149,591	8,333,500	9,833,918	7,847,801	6,607,650
公債費	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715	3,695,199	3,149,473	3,011,032
その他	1,134,249	3,226,615	760,687	755,140	868,470	928,785	1,013,901
計	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803	47,283,089	47,680,994	49,509,361

(最終決算年度から7年間)

- 総務費＝ 市役所庁舎の管理やIT化などの経費、地域の集会所やコミュニティセンター・老人福祉館に係る経費、税金の賦課徴収経費、戸籍や選挙費用等に係る経費
- 民生費＝ 保育園や児童館、生活保護や障がい者・高齢者などの福祉に係る経費
- 衛生費＝ ごみやし尿の処理、健康に係る経費
- 土木費＝ 都市計画や道路橋りょう、公園等に係る経費
- 消防費＝ 防災・消防に係る経費
- 教育費＝ 学校教育、社会教育(図書館や公民館、文化財保護など)、生涯学習(文化スポーツ振興など)に係る経費
- 公債費＝ 借金の返済に係る経費

## ②主な目的別経費の推移

高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



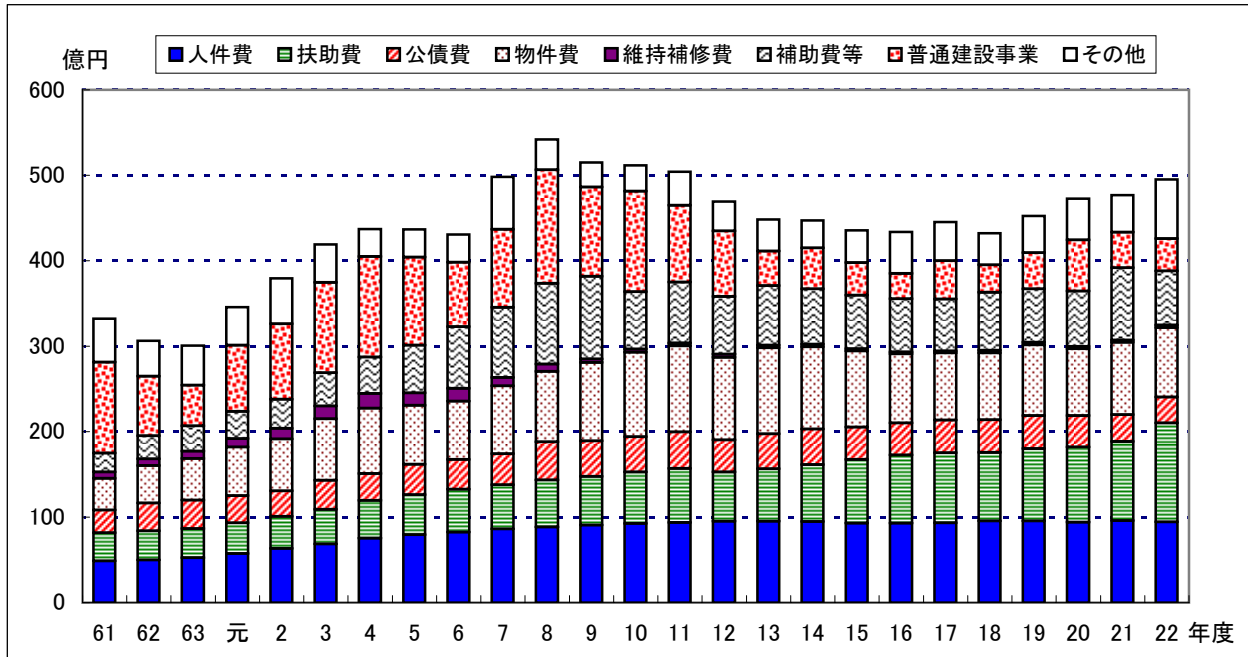
社会保障経費が多くを占める民生費は増加傾向にあり、平成21年度は国民健康保険特別会計への繰出金の減に伴い減少しましたが、22年度は大幅に増加しています。これは、子ども手当の創設や、待機児童対策のための保育所の整備、国民健康保険特別会計の繰出金が再び増加したことなどによるものです。今後も民生費の増加は続くとみられ、財政の硬直化の要因の一つとなっています。

過去において、教育費と土木費が高い割合を占めていたのは、ニュータウン開発に伴うものです。道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小・中学校などの施設整備費が多くかかっていました。現在は整備から、耐震化・老朽化による改修や補修などに移行しています。

なお、8年度の民生費の急増は総合福祉センター建設等によるもの、11年度の民生費の急増は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。

## (2) 性質別経費の推移と他市との比較 ～どのような内容に使われたのか～

### ① 性質別経費の推移



単位:千円

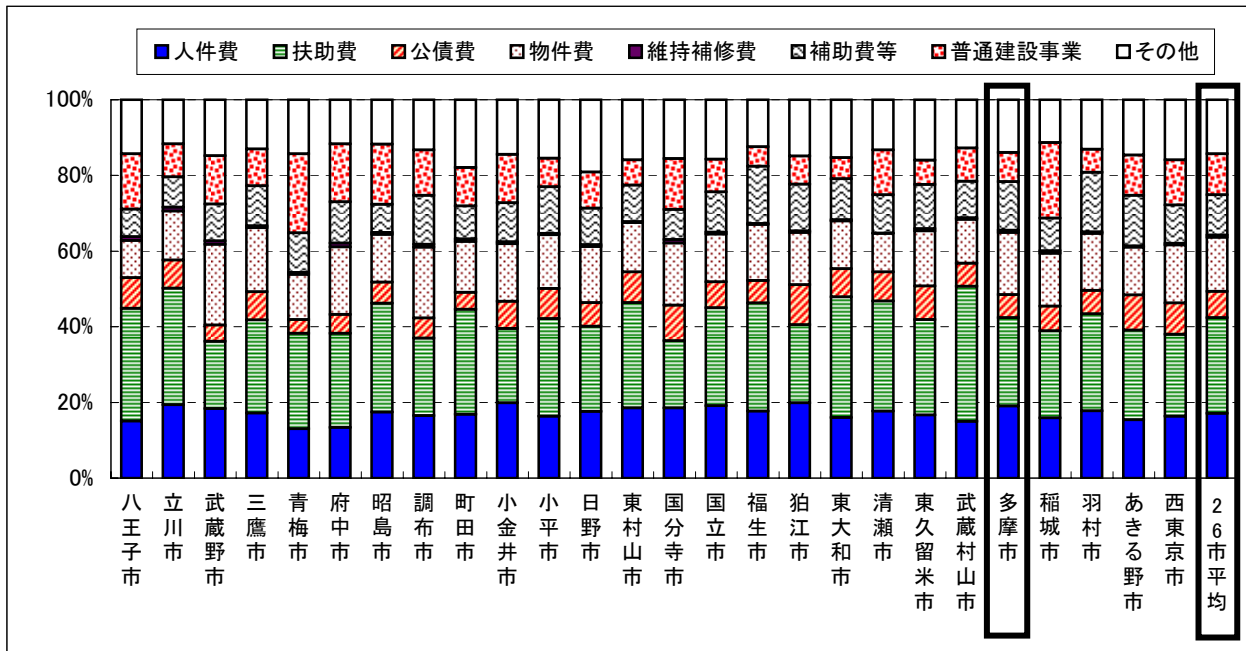
年度	16	17	18	19	20	21	22
人件費	9,287,820	9,324,993	9,537,831	9,531,909	9,410,011	9,597,927	9,428,854
扶助費	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413	8,781,346	9,255,393	11,599,529
公債費	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715	3,695,199	3,149,473	3,011,032
物件費	8,117,720	7,878,406	7,830,567	8,291,360	7,819,642	8,434,574	8,134,860
維持補修費	219,111	210,025	272,222	272,364	237,884	283,781	305,895
補助費等	6,193,426	6,088,015	6,804,528	6,262,435	6,514,403	8,468,807	6,314,726
普通建設事業	2,965,956	4,475,297	3,209,609	4,246,817	5,975,304	4,152,176	3,791,321
その他	4,890,925	4,519,638	3,709,030	4,298,790	4,849,300	4,338,863	6,923,144
歳出決算額	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803	47,283,089	47,680,994	49,509,361

(最終決算年度から7年間)

- ★人件費＝ 職員の給与や議員、委員等の報酬等
  - ★扶助費＝ 生活保護費や障害者自立支援法の給付費などの福祉・医療に係る経費
  - ★公債費＝ 借金の返済に係る経費
  - 物件費＝ 臨時職員賃金や旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など
  - 維持補修費＝ 施設や道路などを維持するための経費(増改築等は含まれない)
  - 補助費等＝ 補助金や交付金、一部事務組合への負担金など
  - 普通建設事業費＝ 施設建設や道路新設などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるもの
- } 義務的経費

## ②平成22年度 26市における性質別経費の割合 その1

平成22年度の26市における性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。

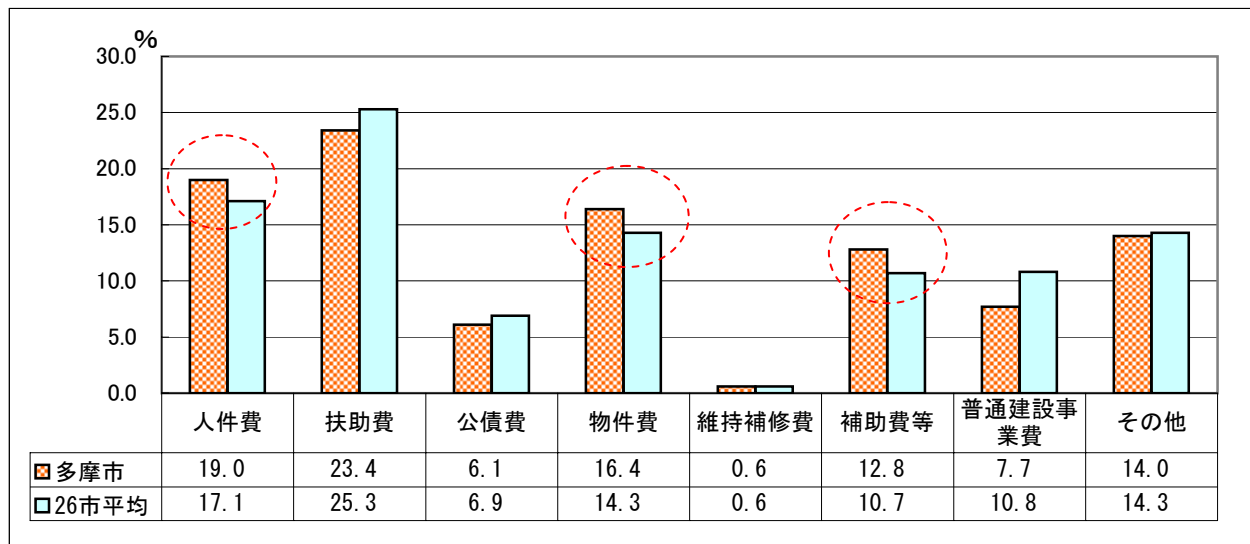


単位：千円、%

		人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	普通建設事業費	その他	合計
多摩市	決算額	9,428,854	11,599,529	3,011,032	8,134,860	305,895	6,314,726	3,791,321	6,923,144	49,509,361
	構成比	19.0	23.4	6.1	16.4	0.6	12.8	7.7	14.0	100.0
26市平均	決算額	9,013,011	13,757,524	3,630,076	7,674,470	362,027	5,394,849	6,229,156	7,848,989	53,910,102
	構成比	17.1	25.3	6.9	14.3	0.6	10.7	10.8	14.3	100.0

## ③平成22年度 26市における性質別経費の割合 その2

②で示した性質別経費の決算総額に対する割合を、性質別に多摩市と26市平均を並べて示したものです。

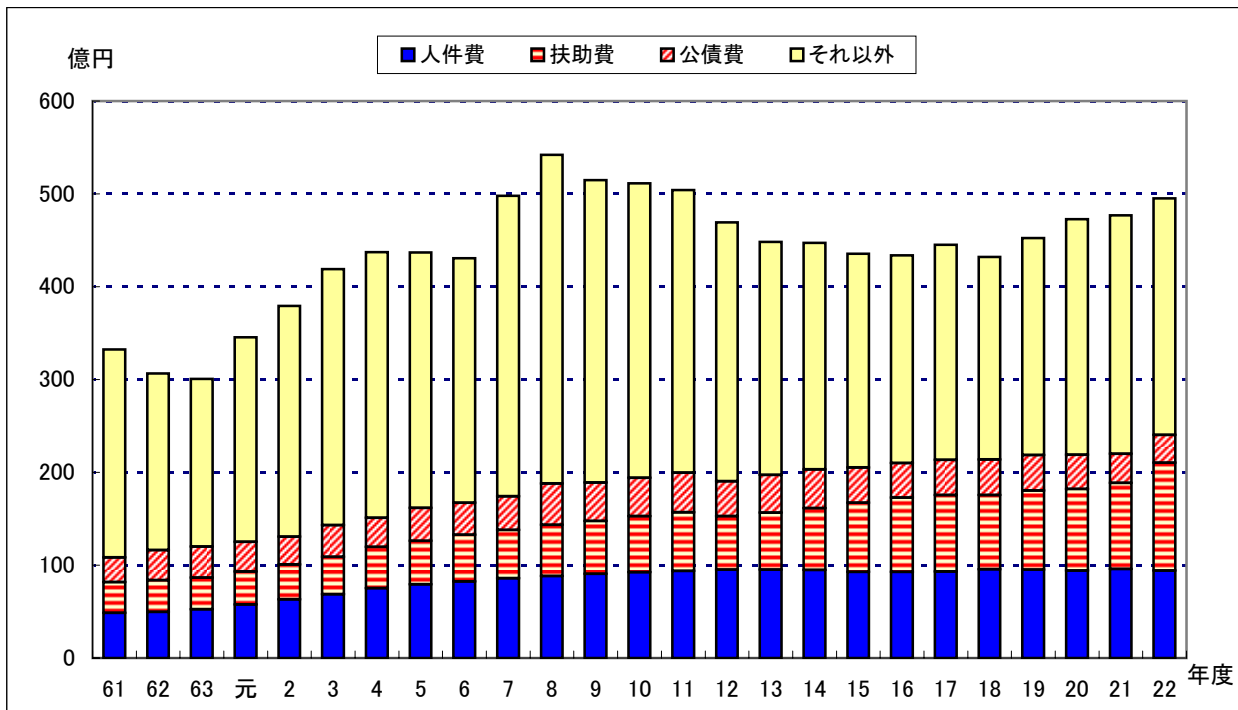


他市との比較で、多摩市は人件費や物件費、補助費等の割合が大きいです。4(3)(6)(7)の性質別経費の分析で、それぞれの経費について説明しています。

#### ④義務的経費の推移

人件費、扶助費、公債費の合計を義務的経費と言います。このグラフは、歳出を「義務的経費」と「それ以外」に分けて示したものです。歳出総額があまり伸びない中、扶助費に牽引されて義務的経費が上がり続けているのがわかります。

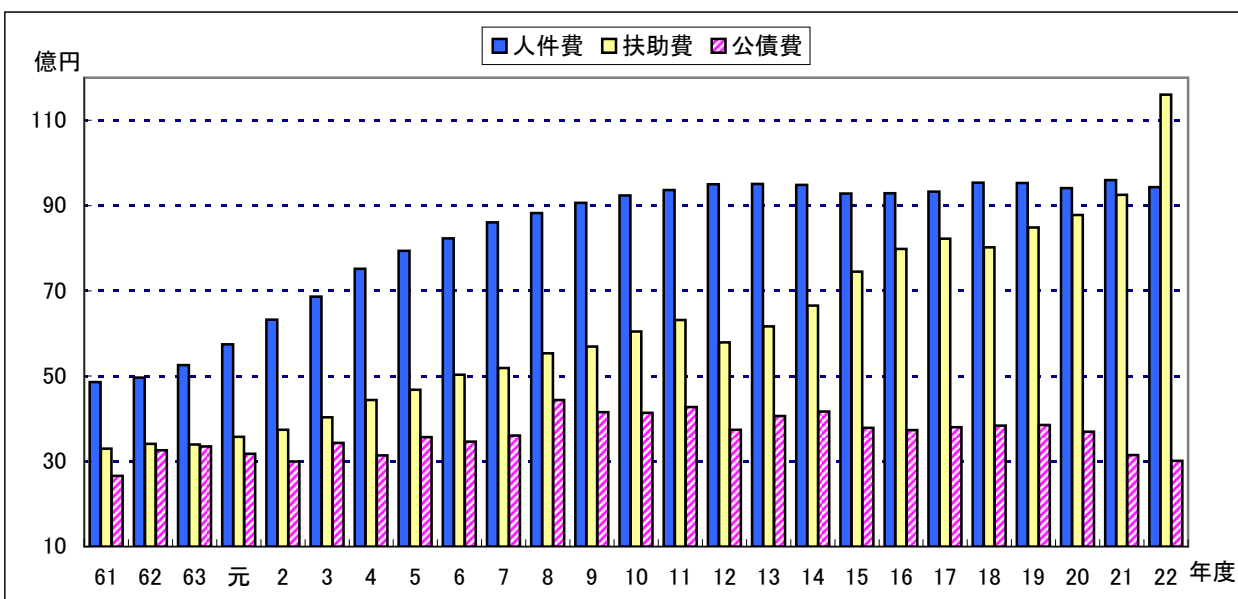
これらの経費は、法令の規定やその性質上、支出が義務付けられているため、任意には削減しにくいものです。この経費が年々増加傾向にあることは、財政の硬直化の要因になっています。



#### ⑤義務的経費の内訳の推移

義務的経費の内訳を別々に示したものです。

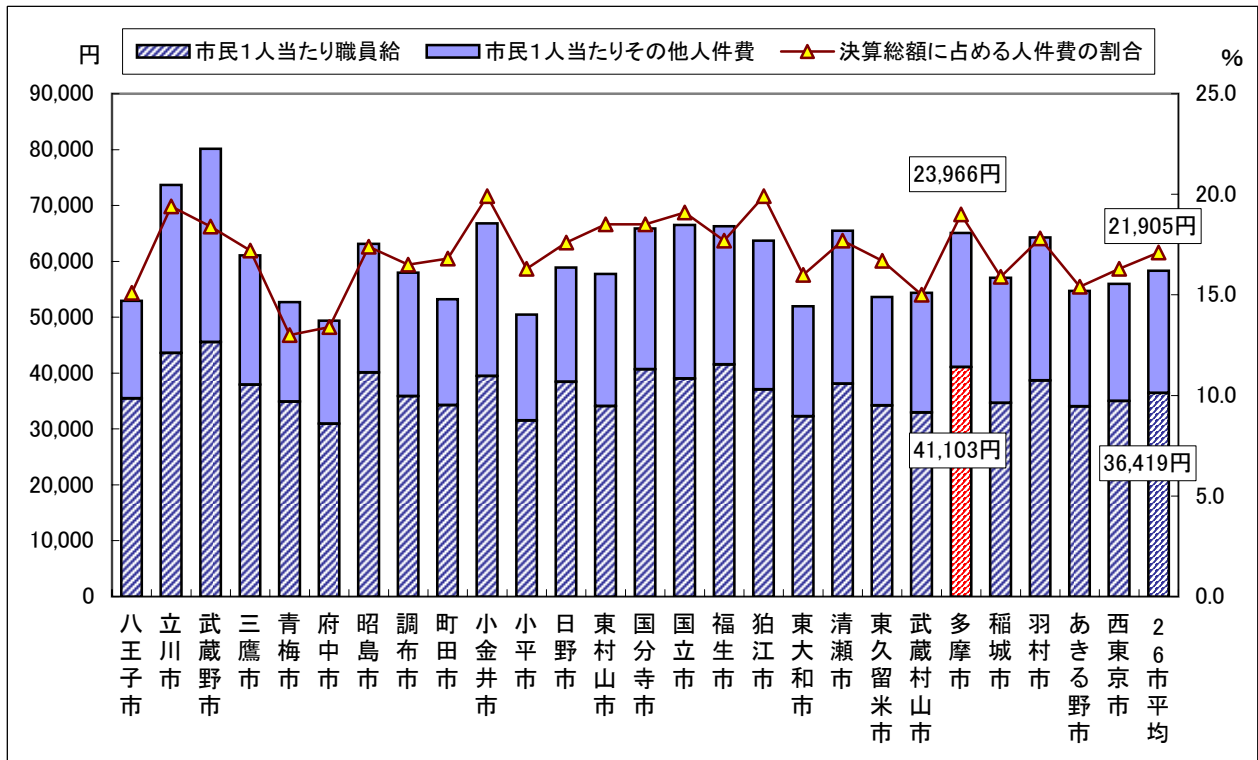
義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって減少していくことが予想されますが、扶助費は増加傾向が見込まれます。



### (3) 性質別経費の分析:人件費

#### ①平成22年度 26市における市民1人当たりの人件費と総額に占める割合

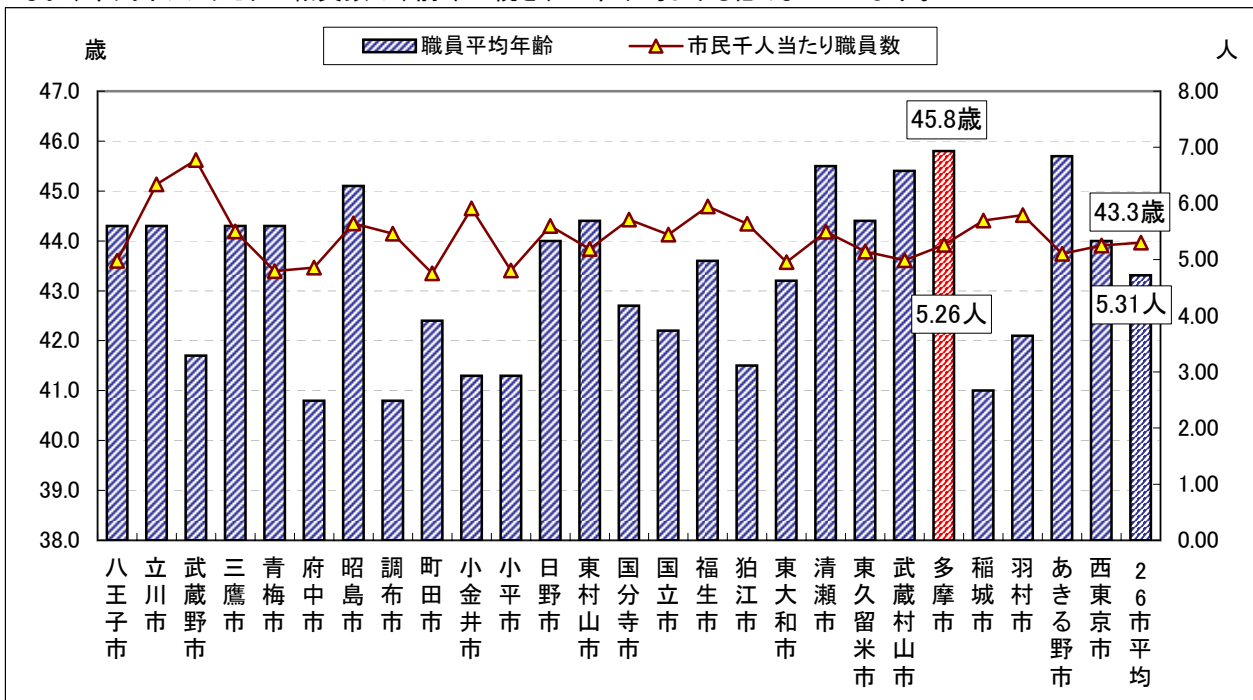
市民1人当たり職員給は、26市中で高い方から4位となり、26市平均と比べ高くなっています。これは②で示すとおり、職員数は少ないため、職員の平均年齢によるものと考えられます。



#### ②平成22年度 26市における職員平均年齢と市民千人当たり職員数

26市の中で人件費が高いことの大きな要因として、職員の平均年齢があります。平均年齢が高いことが平均給与にもつながります。多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、この時期に多くの職員を雇用しました。その世代の年齢が平均年齢に大きく作用し、26市で最も平均年齢が高くなっています。

なお、市民千人当たりの職員数は、前年に続き、26市平均よりも低くなっています。

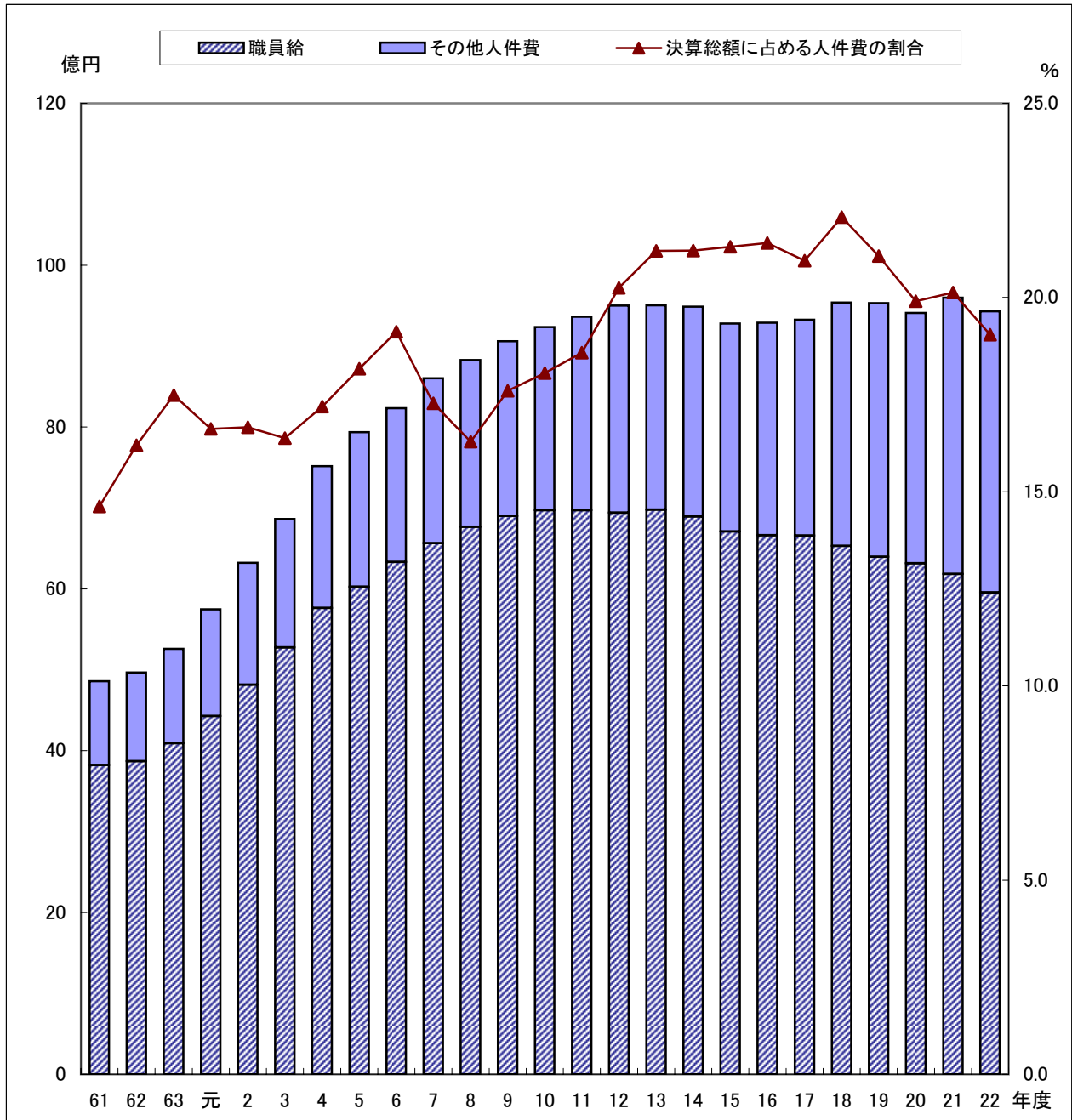


※ 平成22年4月1日時点の職員数・人口を基に作成

### ③人件費と歳出総額に占める割合の推移

人件費のうち職員給については、前年度に比べて約2.3億円、3.7%の減少となっています。過去には急増しましたが、近年は④で示すとおり職員数の削減に伴い、減額になっています。

人件費総額では、前年度に比べて約1.7億円、1.8%の減少となっています。これは、給与改定等や職員の退職に伴って職員給が減少したことが主な要因です。



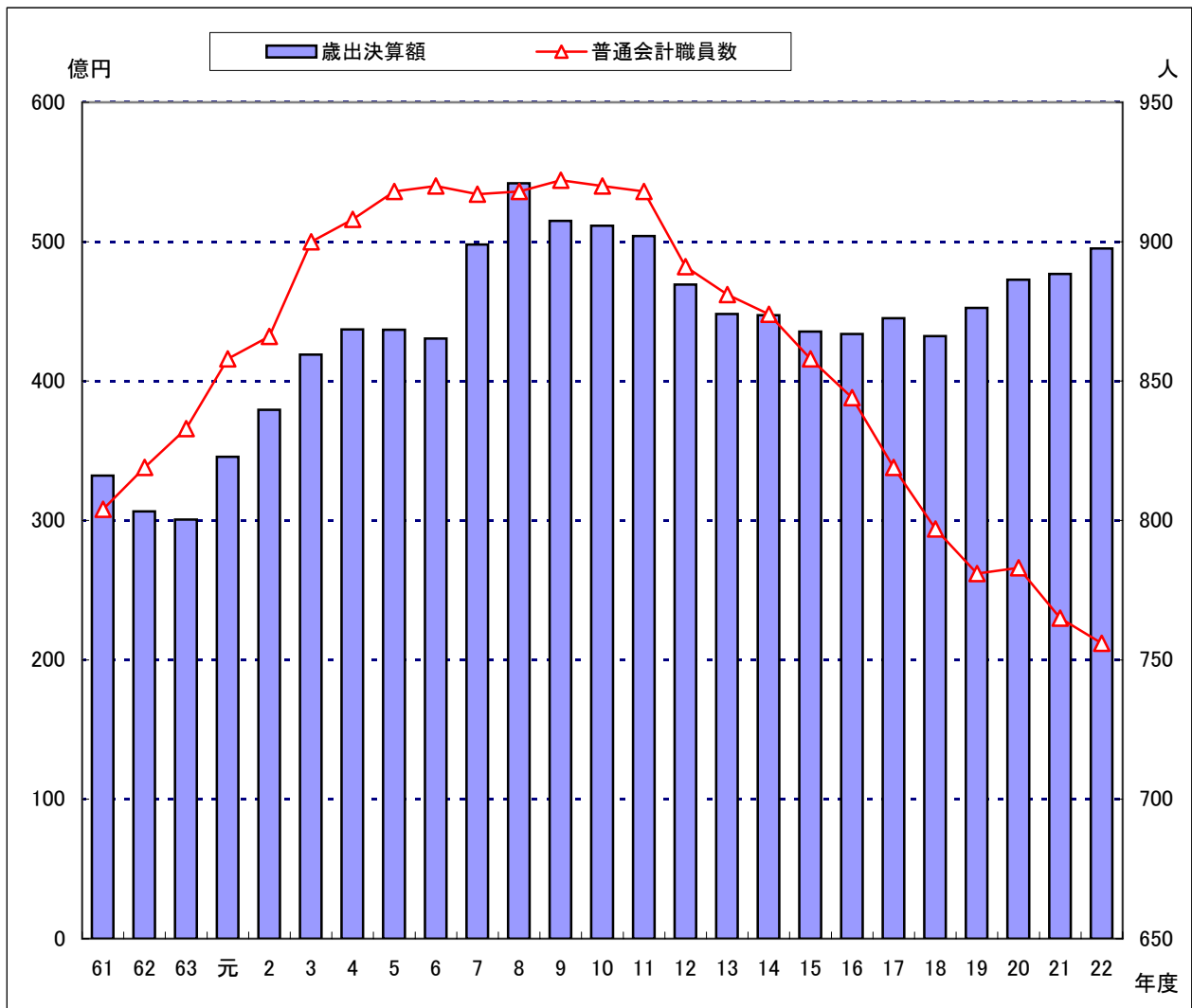
単位:千円、%

年度	16	17	18	19	20	21	22
人件費	9,287,820	9,324,993	9,537,831	9,531,909	9,410,011	9,597,927	9,428,854
総額に占める割合	21.4	20.9	22.1	21.1	19.9	20.1	19.0

(最終決算年度から7年間)

#### ④多摩市の職員数の推移

過去には歳出決算額の増加に比例して職員数が増加していましたが、近年は職員の配置の見直しや外部委託の活用などにより職員数を削減しているため、歳出決算額に対して少ない比率になっています。



単位：千円、人

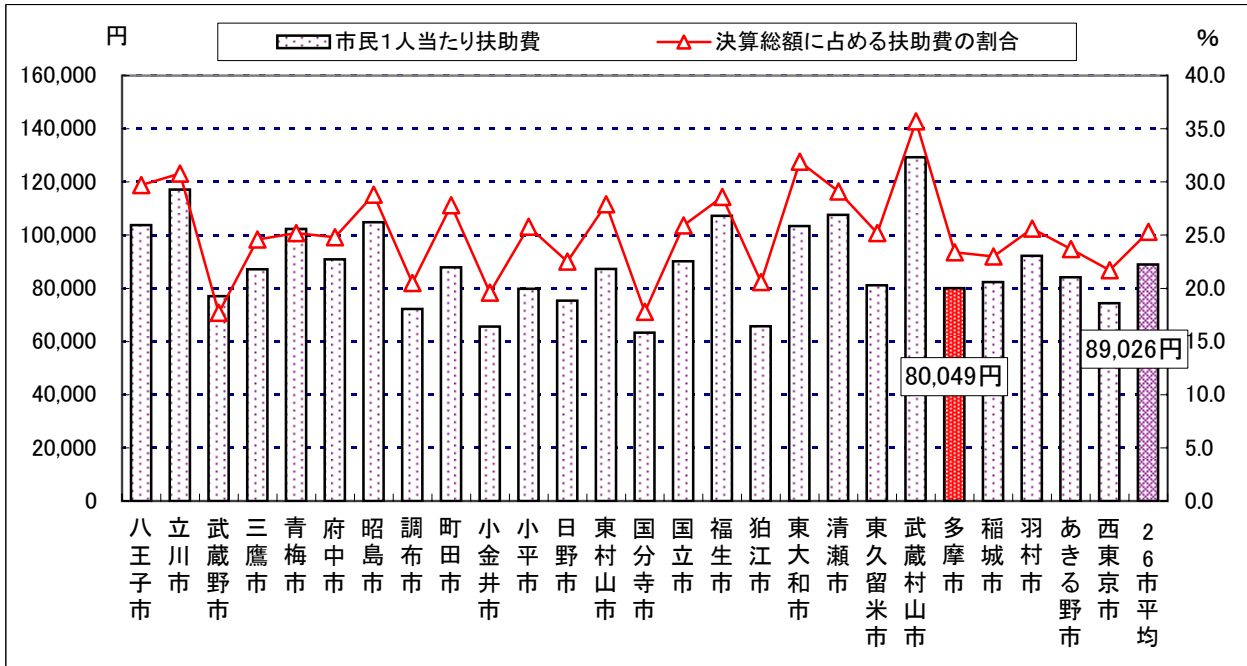
年度	16	17	18	19	20	21	22
歳出決算額	43,386,440	44,516,828	43,221,226	45,242,803	47,283,089	47,680,994	49,509,361
普通会計職員数	844	819	797	781	783	765	756

(最終決算年度から7年間)

#### (4) 性質別経費の分析: 扶助費

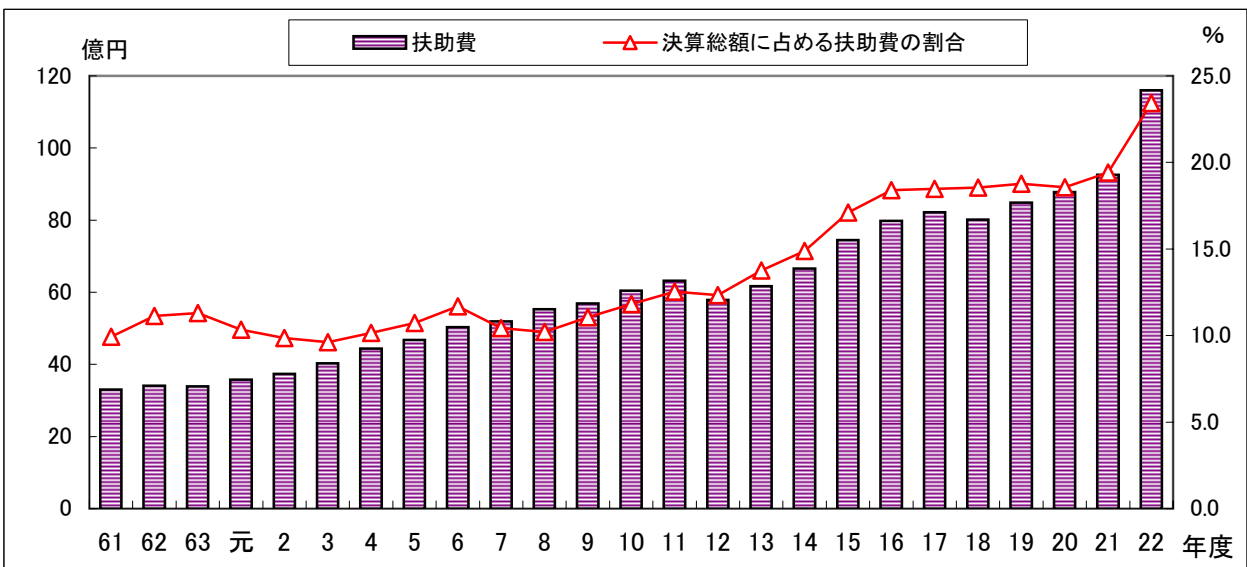
##### ①平成22年度 26市における市民1人当たりの扶助費と総額に占める割合

平成22年度は、26市中で少ない方から9位となり、26市平均よりも低くなっていますが、後述するとおり年々増加が続いています。



##### ②扶助費と歳出総額に占める割合の推移

平成22年度は約23億4,400万円増加し、歳出総額に占める割合も4.0ポイント増加しました。扶助費の総額は、17・18年度に保育所運営費の性質区分を段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、19年度から再び大きく増加しています。22年度は子ども手当や生活保護費が主な増加要因です。



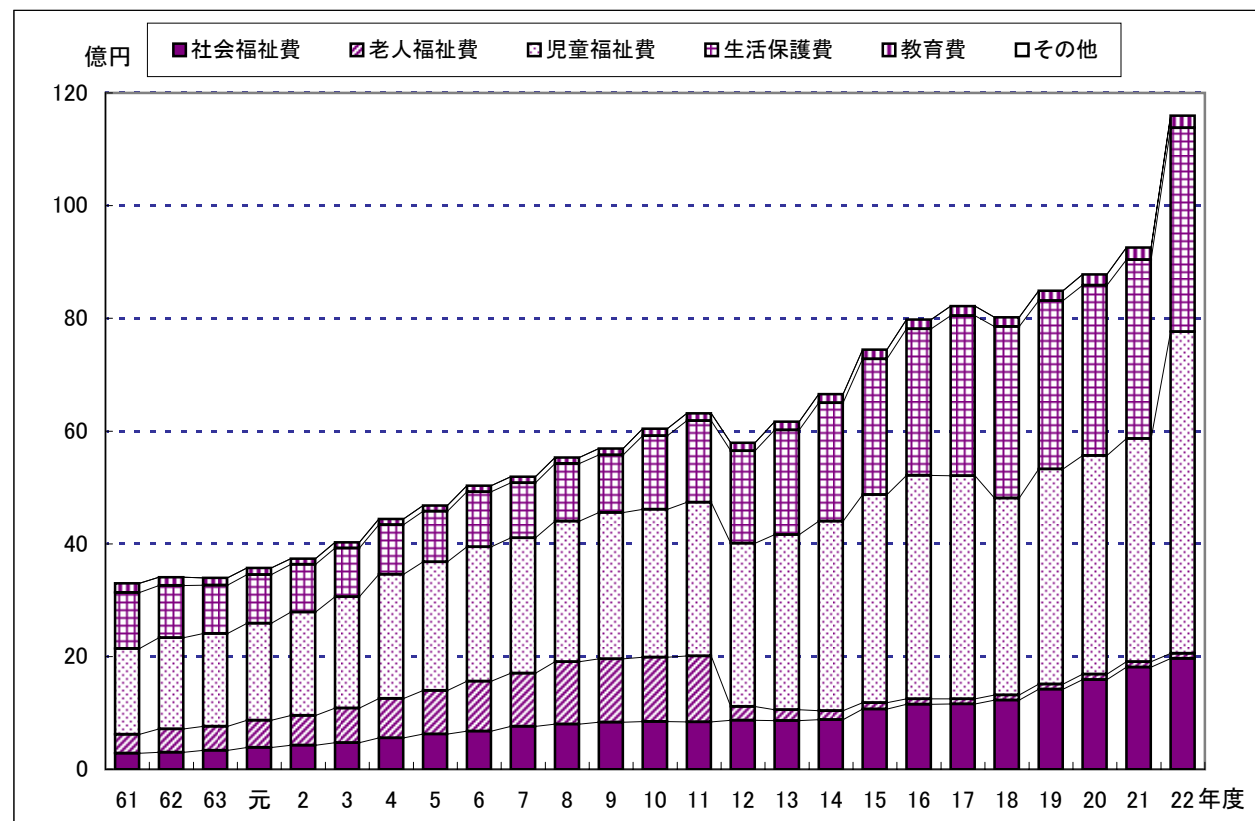
単位: 千円、%

	16	17	18	19	20	21	22
扶助費	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413	8,781,346	9,255,393	11,599,529
総額に占める割合	18.4	18.5	18.6	18.8	18.6	19.4	23.4

(最終決算年度から7年間)

### ③扶助費の内訳の推移

平成12年度の老人福祉費、17・18年度の児童福祉費、19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありましたが、全体的に増加傾向が続いています。特に、22年度は児童福祉費と生活保護費の増加により、大幅に増加しました。



単位:千円

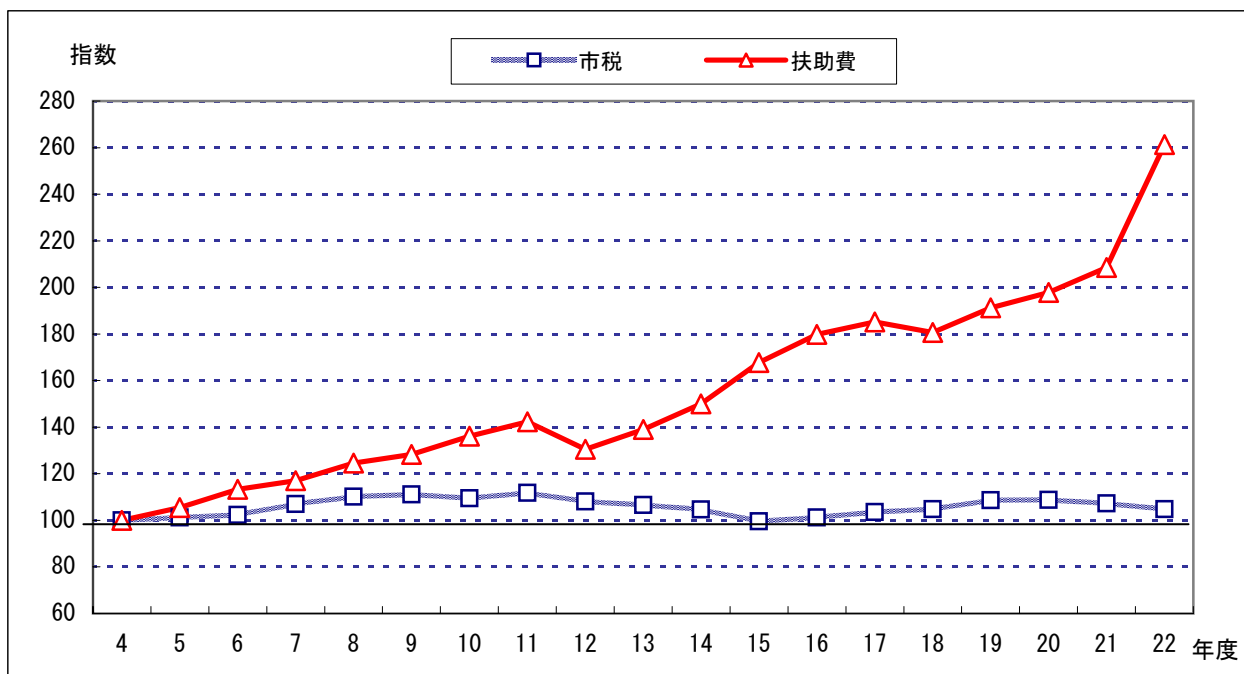
年度	16	17	18	19	20	21	22
社会福祉費	1,151,689	1,160,684	1,226,254	1,421,834	1,590,997	1,812,198	1,964,533
老人福祉費	99,861	90,219	91,192	89,109	97,344	93,292	91,649
児童福祉費	3,962,782	3,956,550	3,491,789	3,817,146	3,877,561	3,960,005	5,708,779
生活保護費	2,599,822	2,840,457	3,044,567	2,984,121	3,023,061	3,174,819	3,613,609
教育費	165,774	170,825	163,244	176,832	191,952	214,817	220,959
その他	742	732	554	371	431	262	0
合計	7,980,670	8,219,467	8,017,600	8,489,413	8,781,346	9,255,393	11,599,529

(最終決算年度から7年間)

- 社会福祉費＝ 障害者自立支援法の給付費など、障がい者の福祉に係る経費
- 老人福祉費＝ 高齢者への支援や介護サービス利用助成など、高齢者の福祉に係る経費
- 児童福祉費＝ 保育所運営費や子ども手当など、子育てに係る経費
- 生活保護費＝ 生活困窮者に対する保護に係る経費
- 教育費＝ 給食費援助や就学援助費など、教育に係る経費

#### ④市税と扶助費の変動状況：平成4年度を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、平成4年度を100として、22年度までの18年間の推移を示したものです。かつては市税は増加傾向にありましたが、近年は減少傾向です。その一方、扶助費の伸びは大きく、約2.6倍になっています。③で述べたように、12年度及び18年度の扶助費の減少は予算区分が変更されたものであり、実質的には更に大きく増加を続けています。



指数

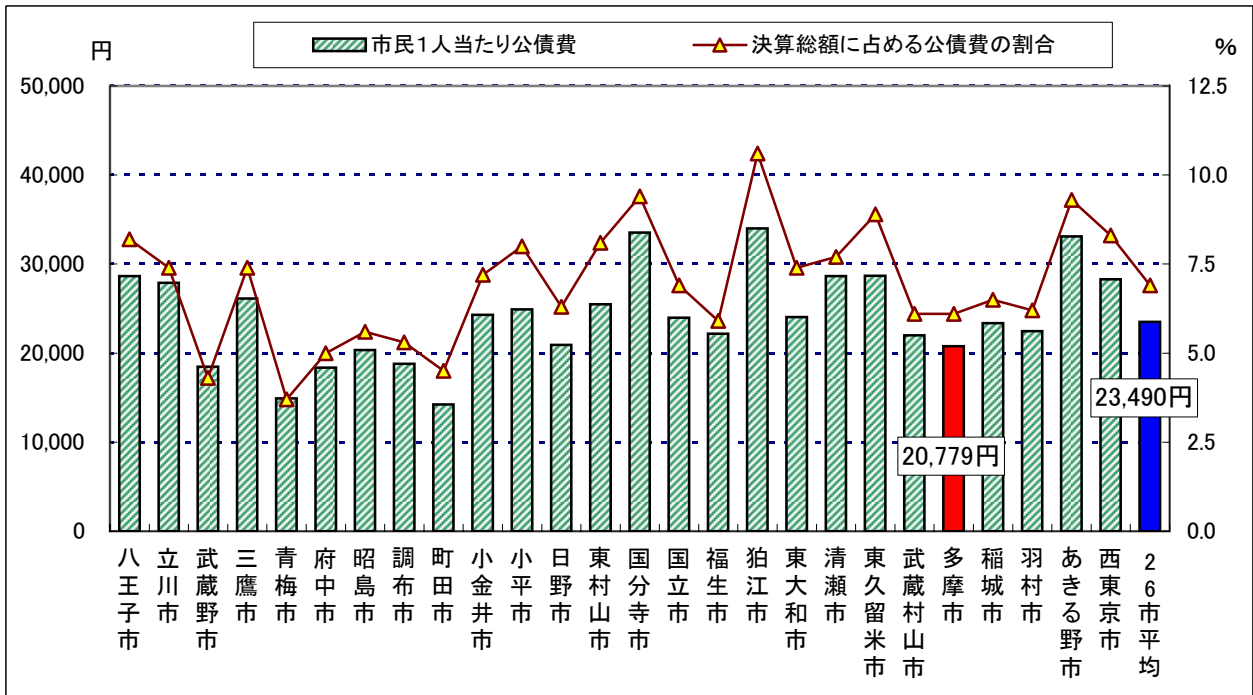
年度	16	17	18	19	20	21	22
市税	101	104	105	109	109	107	105
扶助費	180	185	181	191	198	209	261

(最終決算年度から7年間)

## (5) 性質別経費の分析:公債費

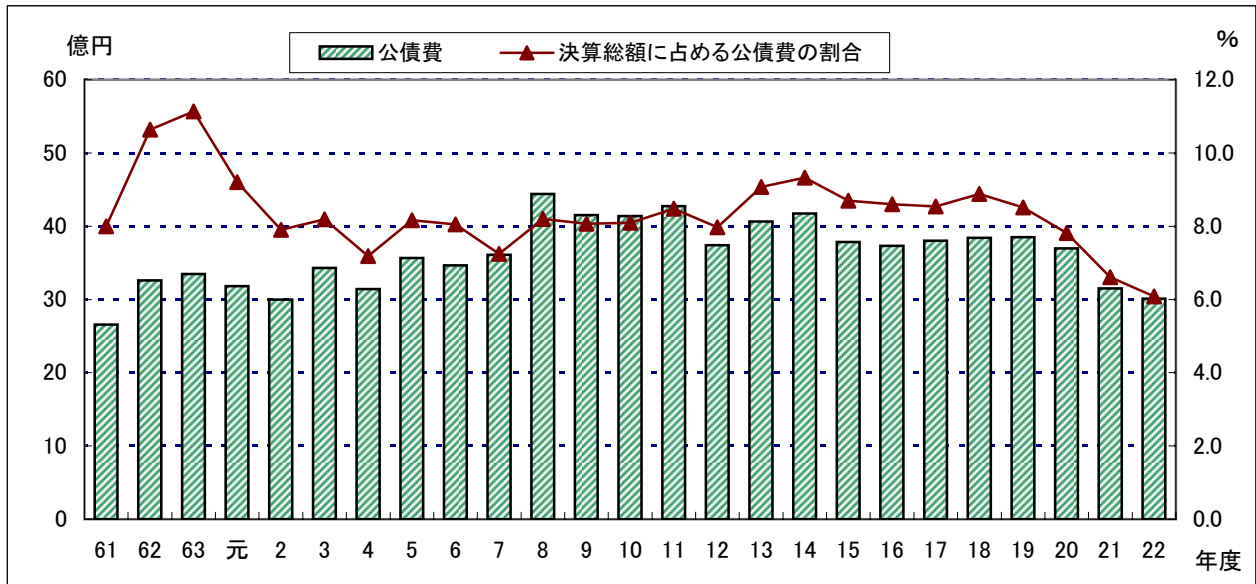
### ①平成22年度 26市における市民1人当たりの公債費と総額に占める割合

ニュータウン整備期に借入れた大規模な施設建設の債務の償還が進んでいることもあり、26市平均を下回る結果となりました。平成22年度は26市中で少ない方から7位となっています。



### ②公債費と歳出総額に占める割合の推移

ニュータウン整備期の債務の償還に加えて、新規の地方債の発行抑制や繰上償還など、これまでの取り組み成果により、今後も減少が続く見込みです。



単位:千円、%

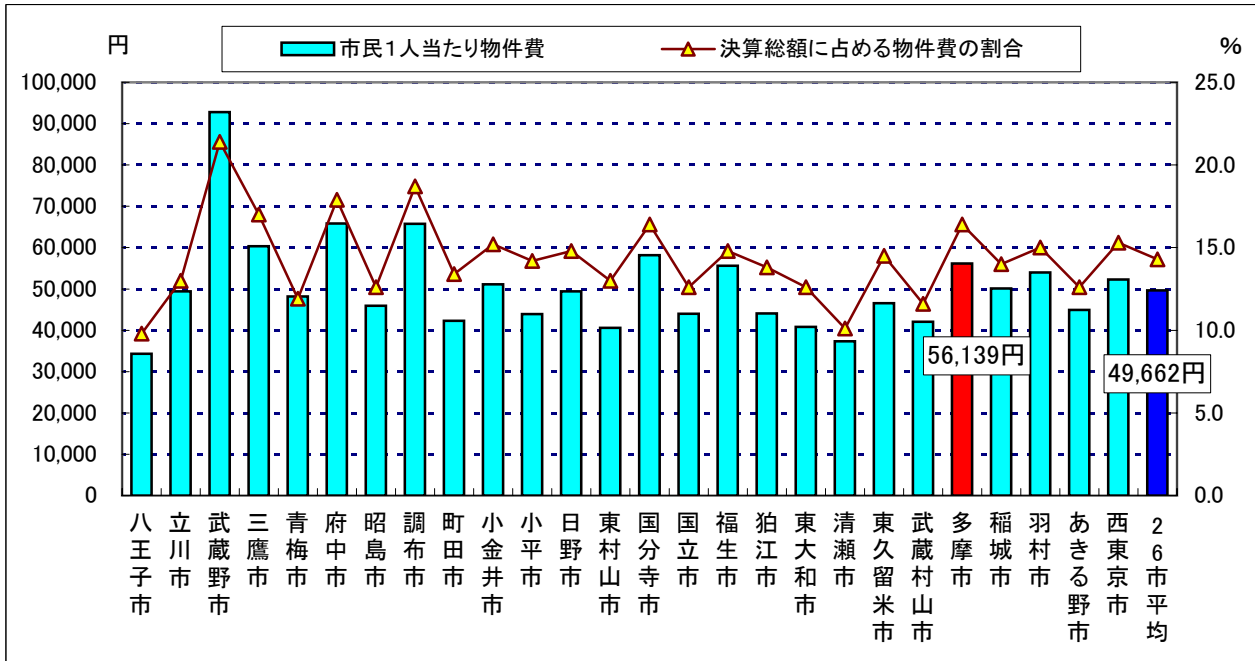
年度	16	17	18	19	20	21	22
公債費	3,730,812	3,800,987	3,839,839	3,849,715	3,695,199	3,149,473	3,011,032
総額に占める割合	8.6	8.5	8.9	8.5	7.8	6.6	6.1

(最終決算年度から7年間)

## (6) 性質別経費の分析: 物件費

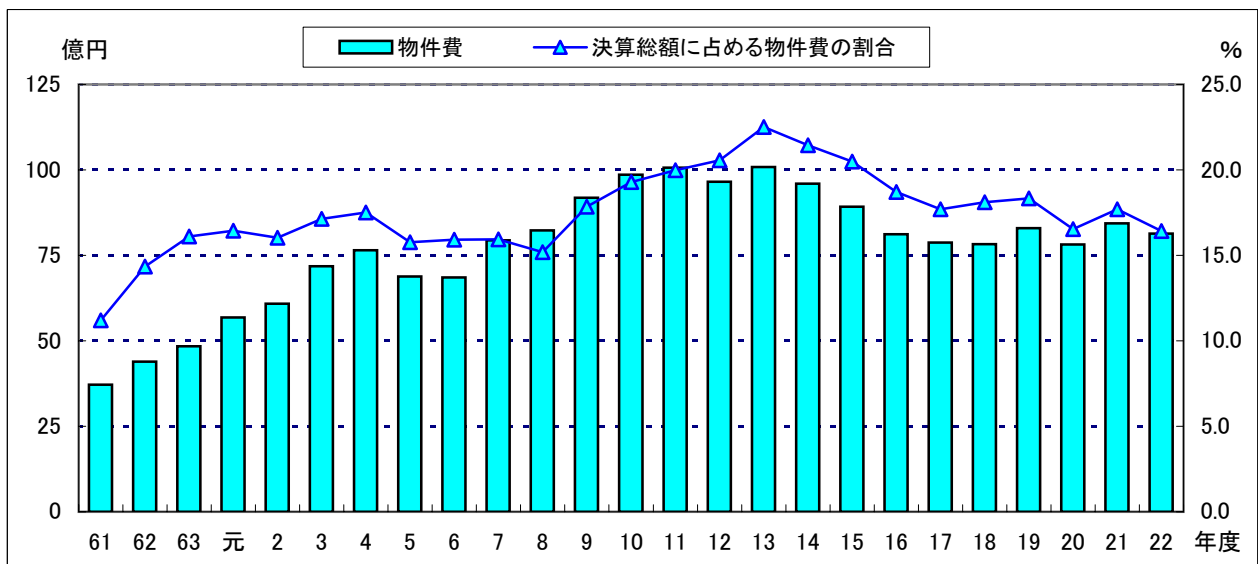
### ①平成22年度 26市における市民1人当たりの物件費と総額に占める割合

多摩市は公共施設が多く、その維持管理のために経費がかかるため、他市に比べて物件費が高くなっています。



### ②物件費と歳出総額に占める割合の推移

近年は様々な削減努力により減少傾向となっています。平成22年度は総合事務管理システムの更新や、学校情報環境整備のための備品購入が終了したことにより減少しています。今後は、業務の一部を外部委託していくことに伴い、職員数の削減が見込まれます。



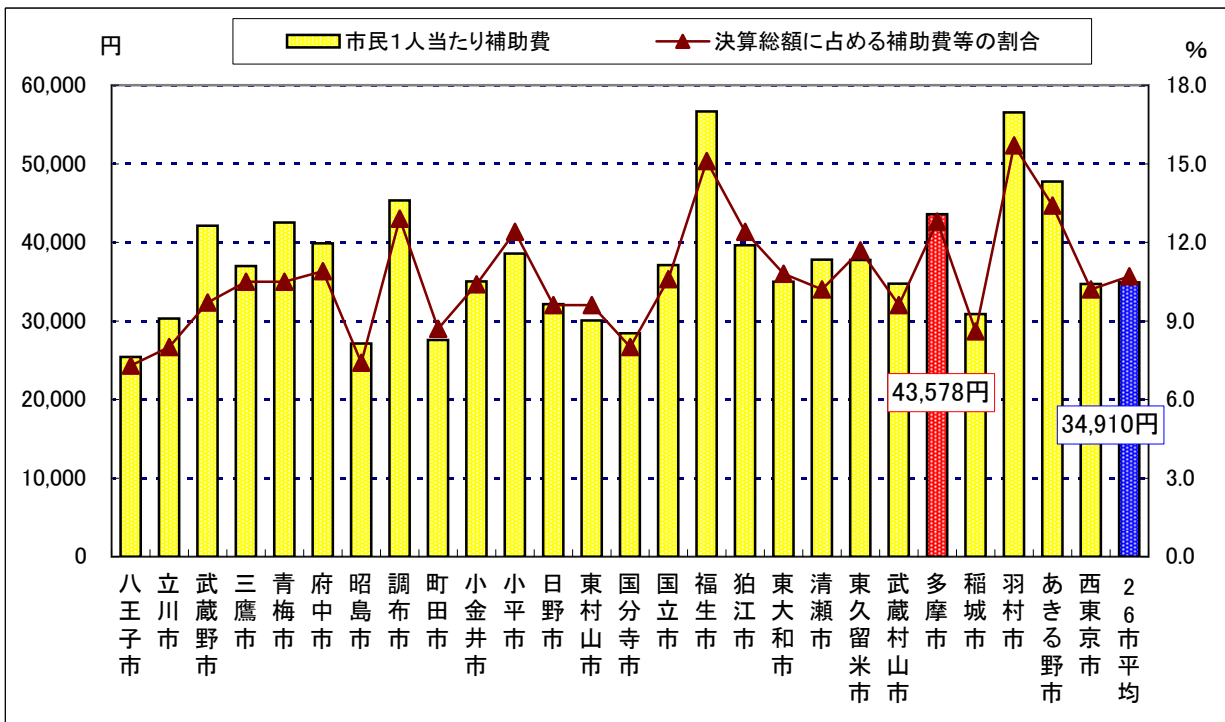
単位: 千円、%

年度	16	17	18	19	20	21	22
物件費	8,117,720	7,878,406	7,830,567	8,291,360	7,819,642	8,434,574	8,134,860
総額に占める割合	18.7	17.7	18.1	18.3	16.5	17.7	16.4

(最終決算年度から7年間)

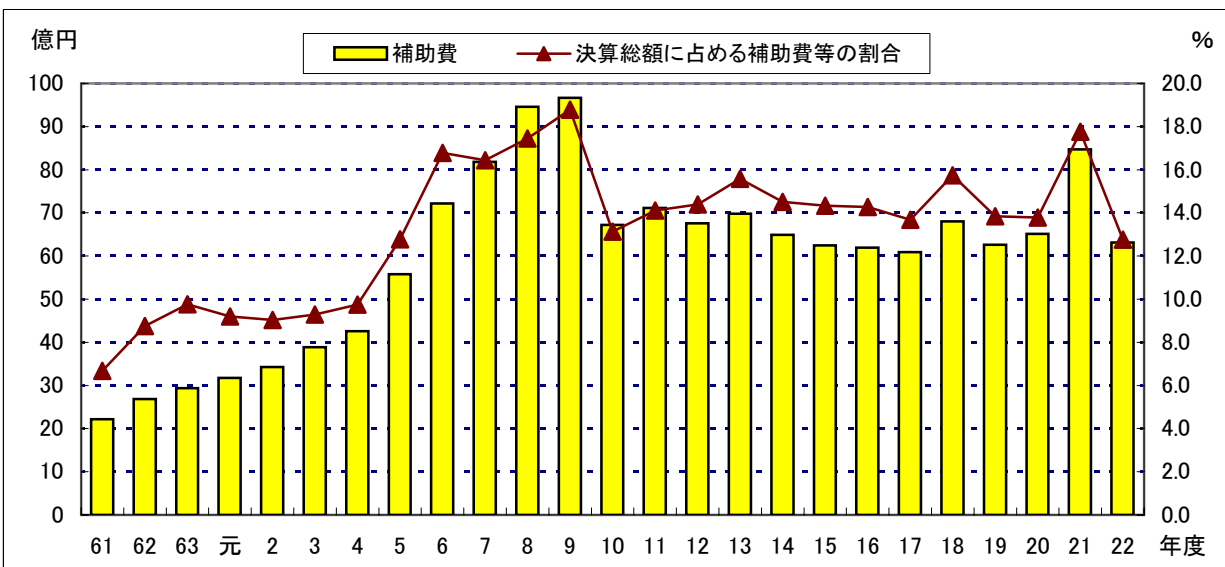
## (7) 性質別経費の分析:補助費等

①平成22年度 26市における市民1人当たりの補助費等と総額に占める割合  
 多摩市の補助費等は26市の中でも高い水準にあることが分かります。



②補助費等と歳出総額に占める割合の推移

過去には急増しましたが、近年は抑制に努めています。平成21年度は定額給付金の給付が行われたため、大きく増加しましたが、22年度は支出額、割合とも前年、前々年度を下回りました。



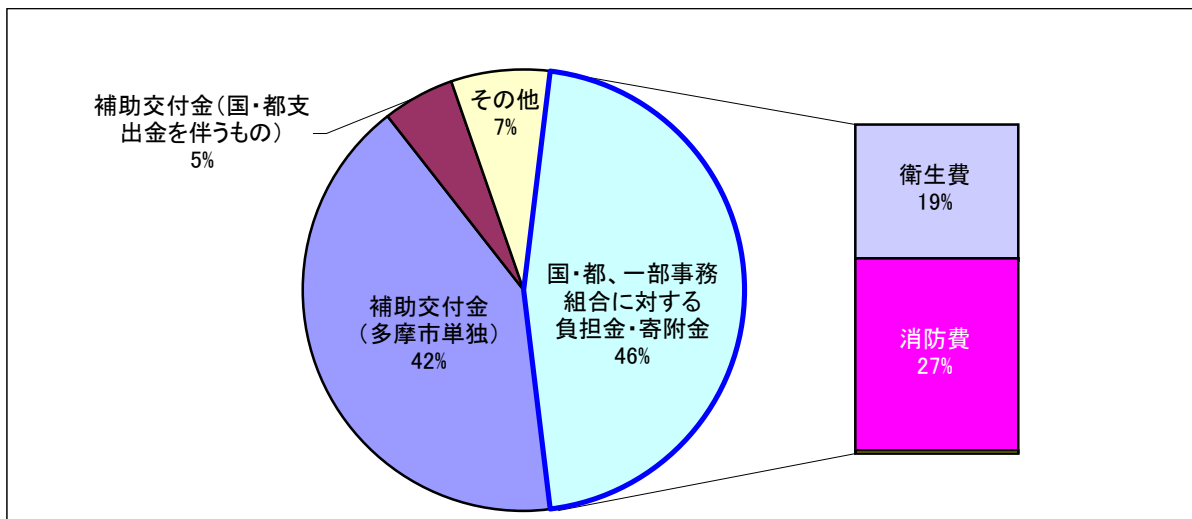
単位:千円、%

年度	16	17	18	19	20	21	22
補助費等	6,193,426	6,088,015	6,804,528	6,262,435	6,514,403	8,468,807	6,314,726
総額に占める割合	14.3	13.7	15.7	13.8	13.8	17.8	12.8

(最終決算年度から7年間)

### ③補助費等の内訳

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では決定できないものが約半分を占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関わりが深く、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。



単位:千円

	衛生費	消防費	民生費	その他	総計
一部事務組合に対する負担金等	1,202,587	5,356	2,515	10,428	1,220,886
国・都に対する負担金等	0	1,689,642	0	0	1,689,642
補助交付金(多摩市単独)	71,773	789	1,849,336	692,089	2,613,987
補助交付金(国・都支出金を伴うもの)	5,162	0	150,094	183,585	338,841
その他の負担金等	3,081	42,544	10,706	87,254	143,585
その他	36,623	2,506	84,036	184,620	307,785
総計	1,319,226	1,740,837	2,096,687	1,157,976	6,314,726

※「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。

※「国・都に対する負担金等」は主に東京消防庁に常備消防を事務委託している経費です。

※「補助交付金(多摩市単独)」の約71%は民生費で、更にそのうちの約60%が民間保育所の安定的な運営と充実のための補助です。

## 5 基金・積立金の状況 ～多摩市の「貯金」の状況は？～

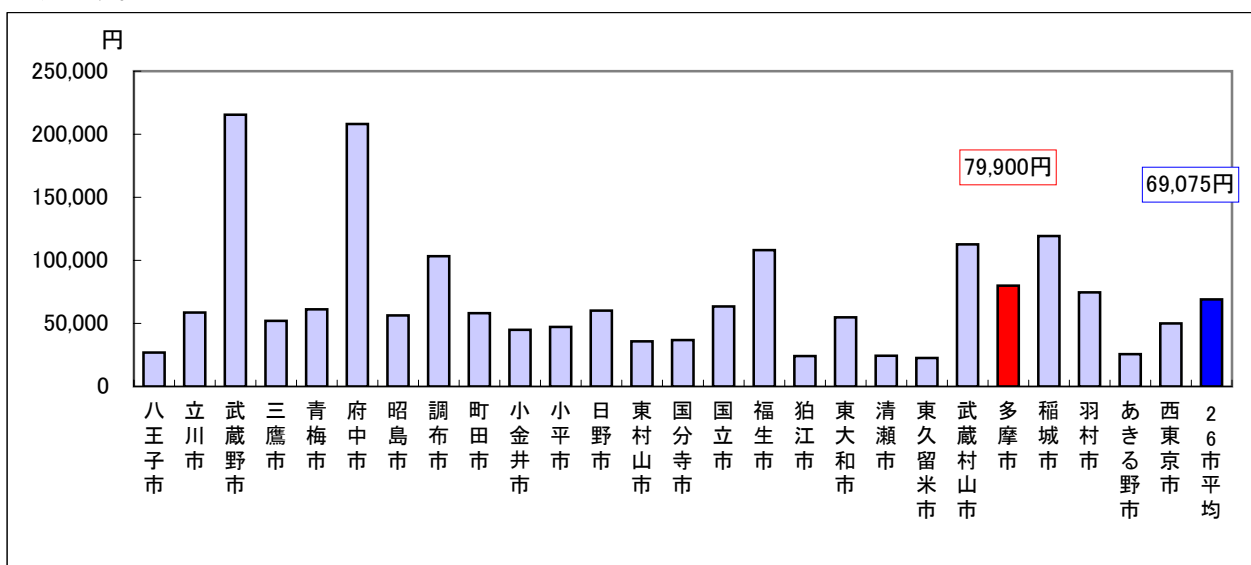
市の貯金を「基金」といいます。特定の目的のために財産を維持したり、資金を積み立てるために設置された基金に、積み立てる経費を「積立金」といいます。財政状況が厳しくなると、積立金は減少し、基金取崩しが増加します。

平成22年度は、「公共施設整備基金」に約14.8億円、「都市計画基金」に約2.1億円などを積み立て、唐木田コミュニティセンター建設工事や橋りょう新設工事などに、合計約11.5億円を取崩しました。その結果、基金総額は増加しました。

### (1) 26市における基金・積立金の状況

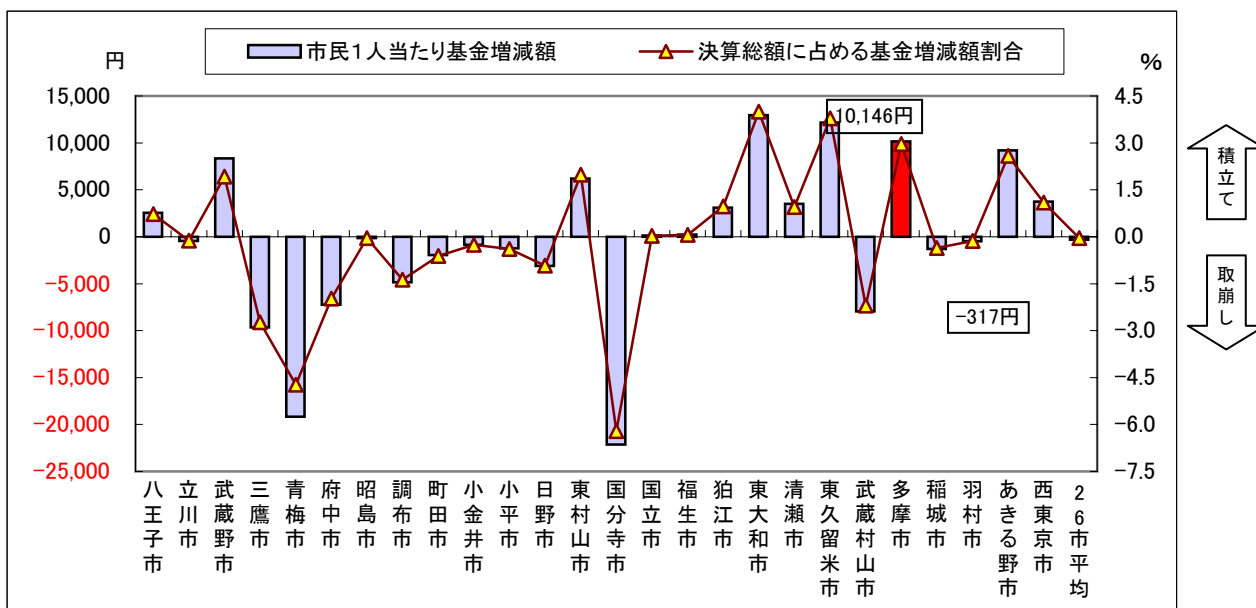
#### ①平成22年度 26市における市民1人当たりの基金残高

市民1人当たりの基金残高(積立基金・定額運用基金の合計額)は、26市中で多い方から7位となり、26市平均を少し上回る額になりました。健全で安定した財政運営を行うためには、適正な額の基金を確保することが必要不可欠です。



#### ②平成22年度 26市における市民1人当たりの基金増減額と総額に占める割合

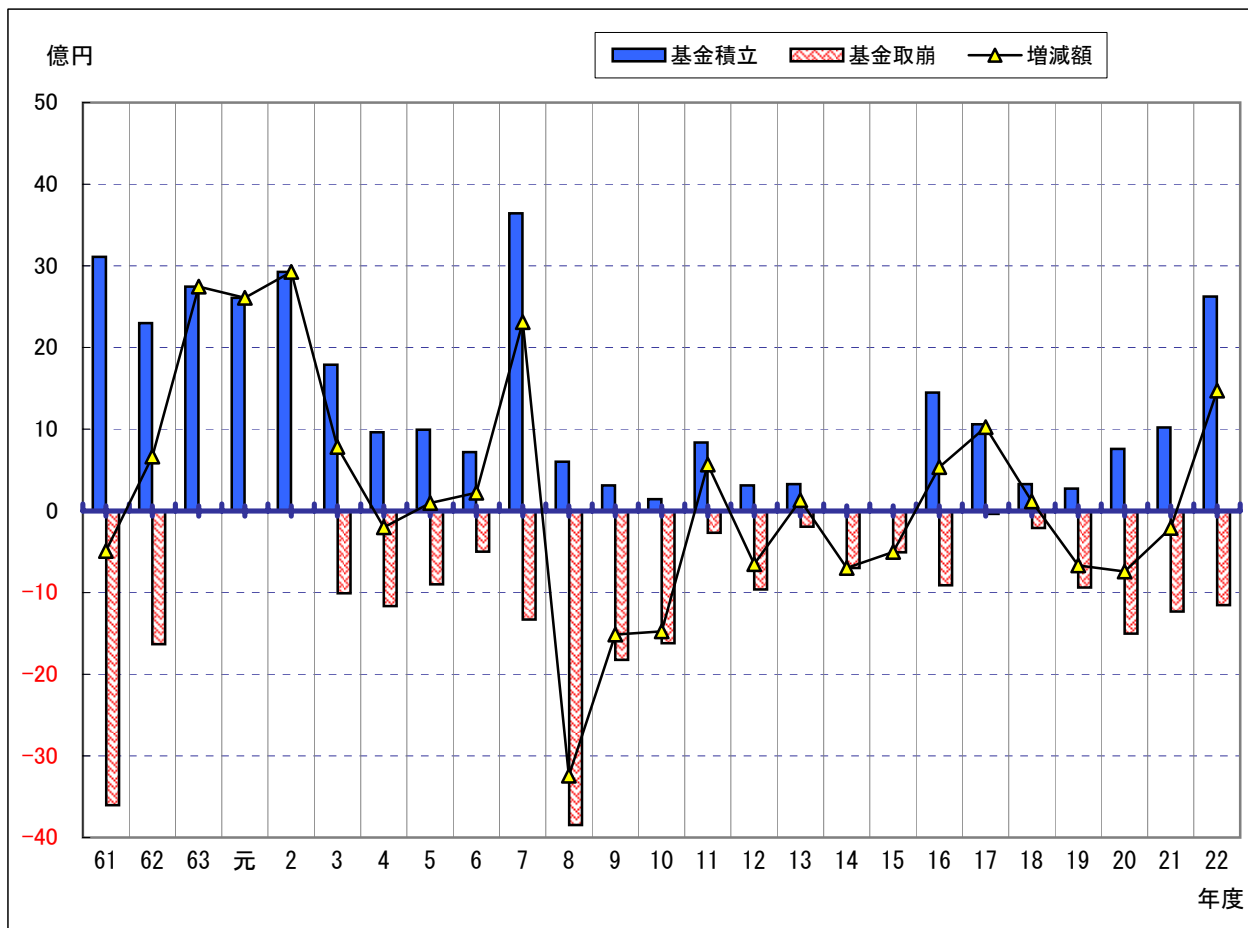
平成22年度は、積立金や他の基金利子などで合計約26.2億円を積み立て、約11.5億円を取崩しました。基金残高は総額で約14.7億円の増となりました。



## (2) 多摩市における基金・積立金の推移

近年は積立でより取崩しの方が多くなっていましたが、平成22年度は旧竜ヶ峰小学校跡地施設の売却収入を公共施設整備基金に積み立てたことにより、取崩しを上まわりました。今後、老朽化した市の施設の更新に多くの費用が見込まれます。

### ①基金の積立と取崩状況の推移



単位:千円

年度	16	17	18	19	20	21	22
基金積立	1,447,023	1,060,677	326,558	272,511	758,759	1,023,128	2,622,880
基金取崩	912,360	35,300	210,000	939,724	1,502,593	1,231,308	1,152,660
増減額	534,663	1,025,377	116,558	△ 667,213	△ 743,834	△ 208,180	1,470,220

(最終決算年度から7年間)

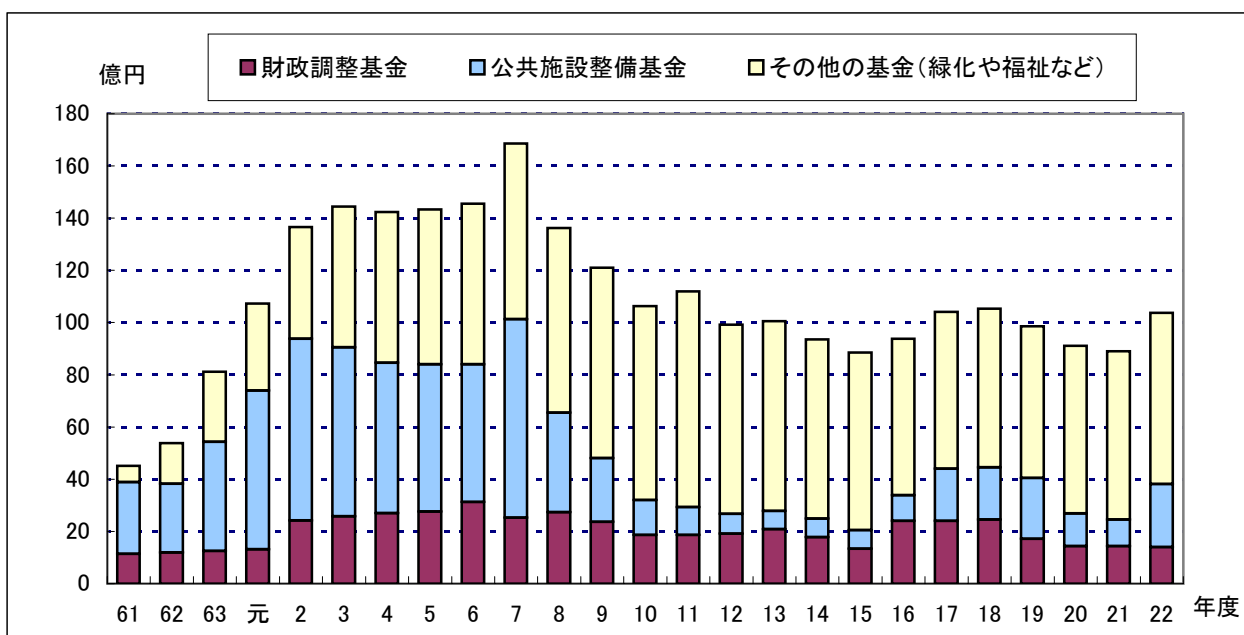
## ②基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により、財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。平成6年度をピークに減少傾向にあり、16年から18年までの3年間は取り崩しませんでした。19年度以降は再び減少しています。

財政調整基金は財源不足に対する年度間調整の役割を果たしますが、取崩しが数年続けば、底をつく位の残高となっており、この基金に頼らない財政構造への転換と財政運営を図っていく必要があります。

「公共施設整備基金」は、本市の公共施設の整備資金に充てることを目的とする基金です。平成7年度をピークに取崩しが続いてきました。今後、教育施設を中心とした大規模改修等を見据え、計画的な積み立て、取崩しが必要です。

「その他の基金」は、緑化基金や福祉基金などの特定目的基金です。継続的な事業を将来にわたり安定的に進めるための財源とする基金です。



積立基金の各年度末現在高

単位:千円

年度	16	17	18	19	20	21	22
財政調整基金	2,397,435	2,397,923	2,449,596	1,722,237	1,439,451	1,430,413	1,402,194
公共施設整備基金	990,511	1,997,952	2,000,218	2,328,247	1,246,068	1,023,205	2,409,791
その他の基金 (緑化や福祉など)	5,997,060	6,014,508	6,077,127	5,809,244	6,430,375	6,454,096	6,565,949
計	9,385,006	10,410,383	10,526,941	9,859,728	9,115,894	8,907,714	10,377,934

(最終決算年度から7年間)

## 6 地方債・公債費の状況 ～多摩市の「借金」の状況は？～

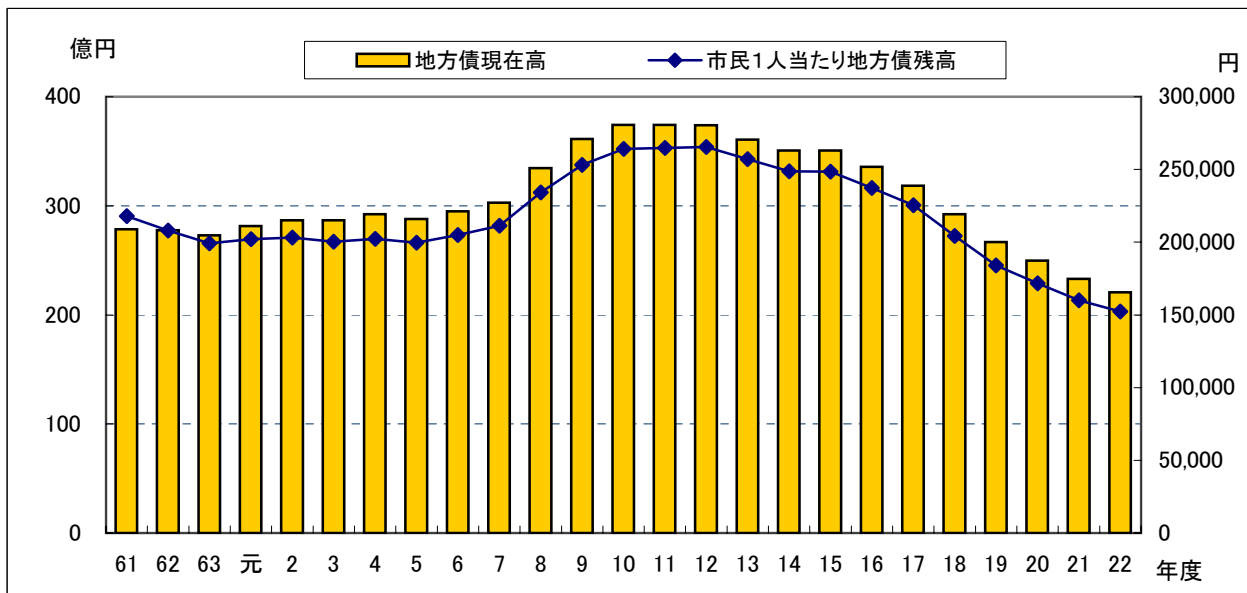
「地方債」は市の借金にたとえられます。学校をはじめとする公共施設は、長い間に渡って使用するものであり、将来世代にも負担を求めることが経費負担の公平と考え、地方債を借入れるものです。平成22年度では、建設事業債のほか、長引く景気低迷の影響から減少した市税等の「経常一般財源」を補うために、臨時財政対策債を借入れました。適正な世代間負担を考慮しつつ、過度に負担を先送りすることのないように活用することが求められます。

地方債の活用については、利子の発生により将来に余分な負担が増えてしまうという特徴があるため、計画的に返済する一方で、極力増やさない努力を続けています。

### (1) 地方債の推移

#### ①地方債の残高と市民1人当たり残高

平成8年度前後に永山公民館や総合福祉センターの整備等により大幅に地方債の残高が増加しましたが、11年度をピークに減少しています。今後も抑制努力により減少は続く見込みで、4(5)②で示すとおり、残高の減少に伴い公債費の支払額も減少していく見通しです。



単位:千円、円

年度	16	17	18	19	20	21	22
地方債残高	33,576,895	31,850,166	29,236,904	26,663,162	24,984,359	23,304,510	22,055,125
市民1人当たり地方債残高	237,329	225,276	204,325	183,951	171,643	160,063	152,204

(最終決算年度から7年間)

#### 〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度でまかなうのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」や道路などは数十年にわたって使われ、将来世代も恩恵を受けます。

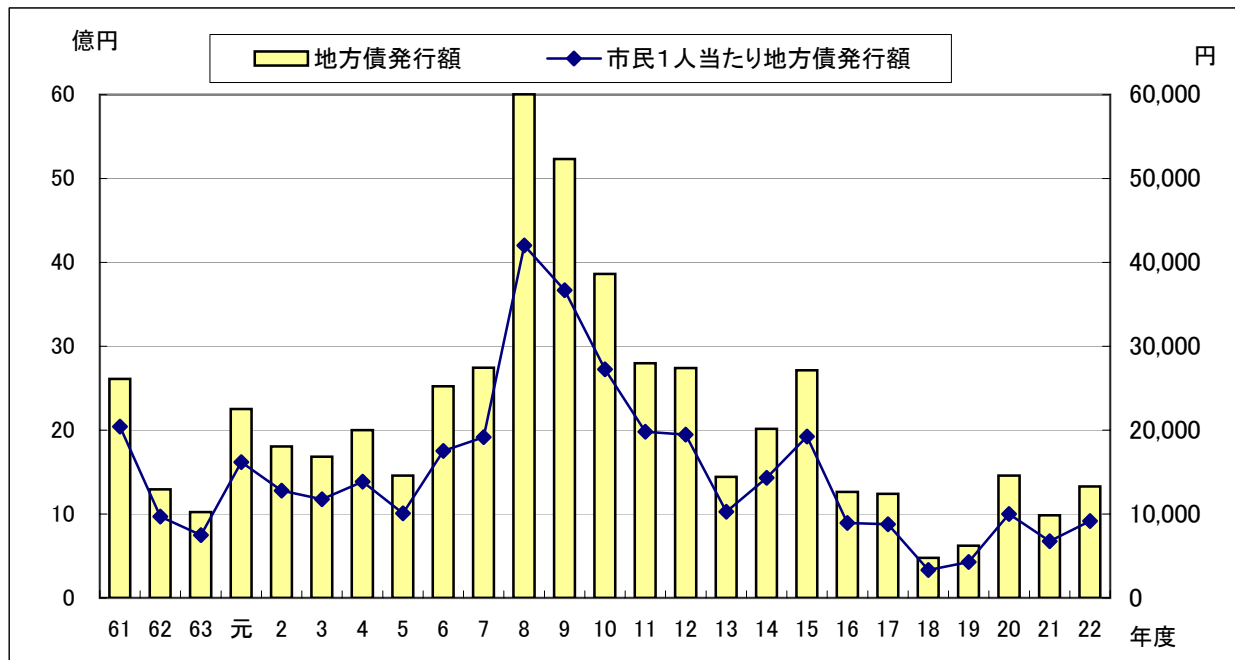
こうした建設事業に充てるお金は、将来の受益者にも負担してもらおうのが公平と考えることができます。

借金の返済を将来世代も負担をする、ということ「世代間の公平負担」といいます。

とはいえ、現役世代が借金をしすぎて、将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、地方債は計画的な借入れと返済が重要です。

## ②地方債発行額と市民1人当たり発行額

地方債の発行額総額と市民1人当たり発行額の推移です。



単位: 千円、円

年度	16	17	18	19	20	21	22
地方債発行額	1,263,800	1,241,000	477,700	621,200	1,457,600	983,600	1,327,400
市民1人当たり地方債発行額	8,933	8,778	3,338	4,286	10,014	6,756	9,160

(最終決算年度から7年間)

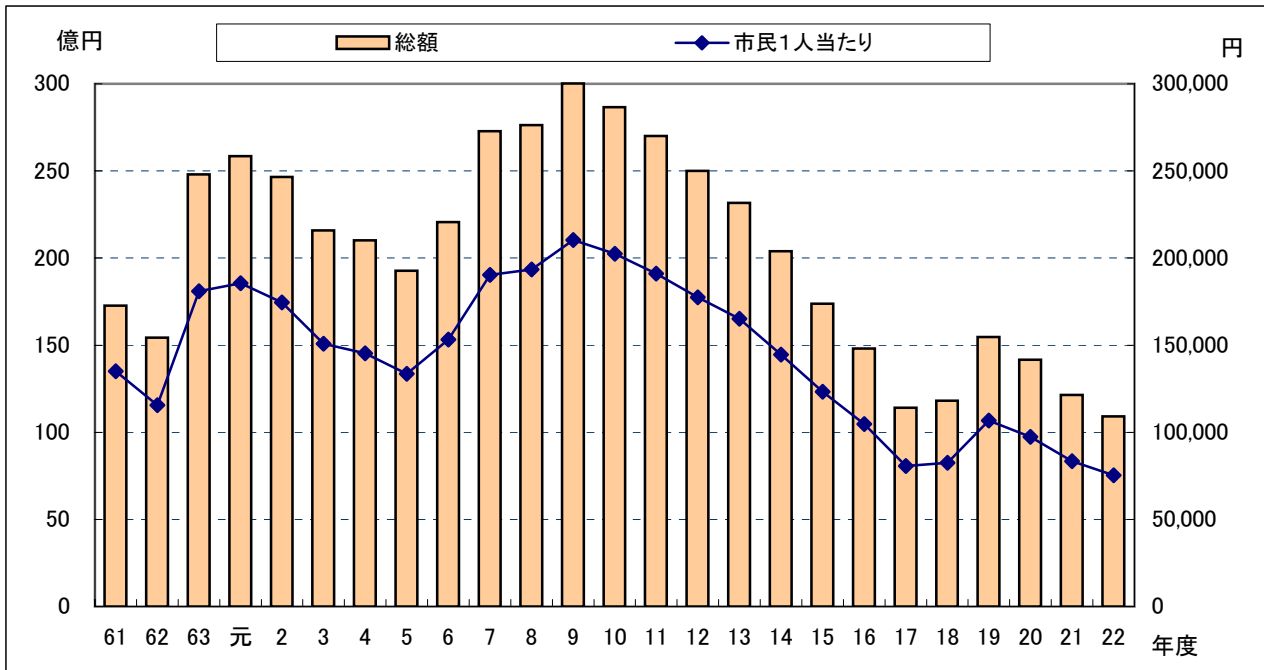
## (2) 債務負担行為の推移

### ①債務負担行為翌年度以降支出予定額 総額と市民1人当たり額の推移

債務負担行為は分割払いに例えられ、複数年にわたり支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行うとき、また、機器のリースなど何年か使用するものをその期間中に分割して支払う場合などに行います。

多摩市はニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため、過去には非常に多かったものの、近年は解消が進んでおり減少が続いていました。

平成19年度には、家庭系ごみの有料化や収集方式の変更にあわせて契約のあり方を見直し、債務負担行為を設定したため増加しましたが、20年度から減少しています。



単位：千円、円

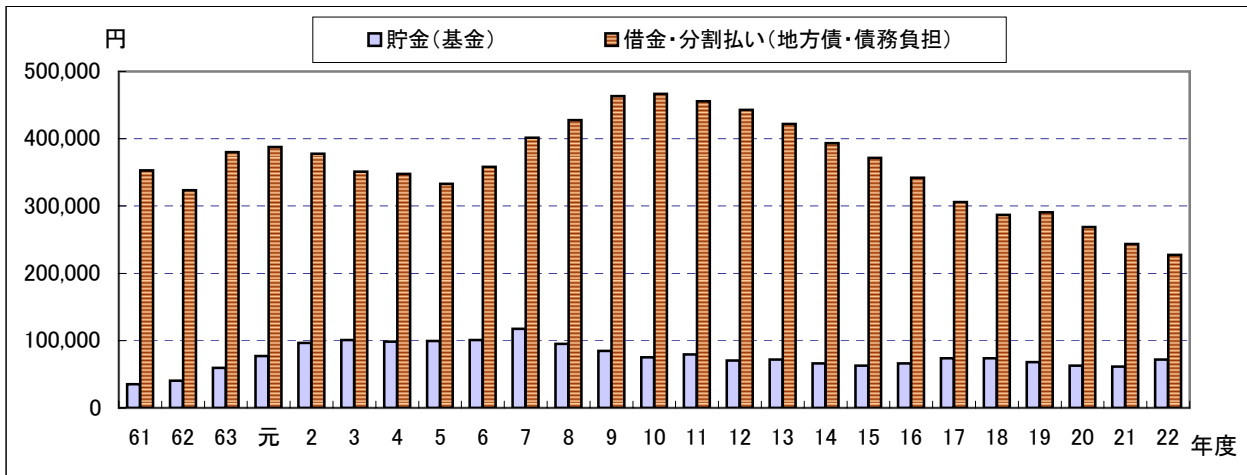
年度	16	17	18	19	20	21	22
総額	14,811,123	11,399,708	11,806,717	15,477,271	14,172,252	12,139,688	10,914,048
市民1人当たり	104,689	80,630	82,513	106,779	97,364	83,379	75,319

(最終決算年度から7年間)

### (3) 市民1人当たり「貯金」と「借金・分割払い」

#### ①市民1人当たり基金及び地方債・債務負担

平成10年度をピークに、貯金(基金)と借金・分割払い(地方債・債務負担行為)の差は徐々に縮まってきています。ニュータウンの整備期など、都市の成長期にはどうしても差が大きくなる傾向がありますが、多摩市は現在成熟期を迎えており、健全な財政のためにはさらに差を縮めていくことが求められます。19年度は、債務負担行為の増と基金の取崩しで、差が開く結果となりましたが、20年度からは再び差が縮まってきています。



\*基金は積立基金(5(1)の合計とは異なります)

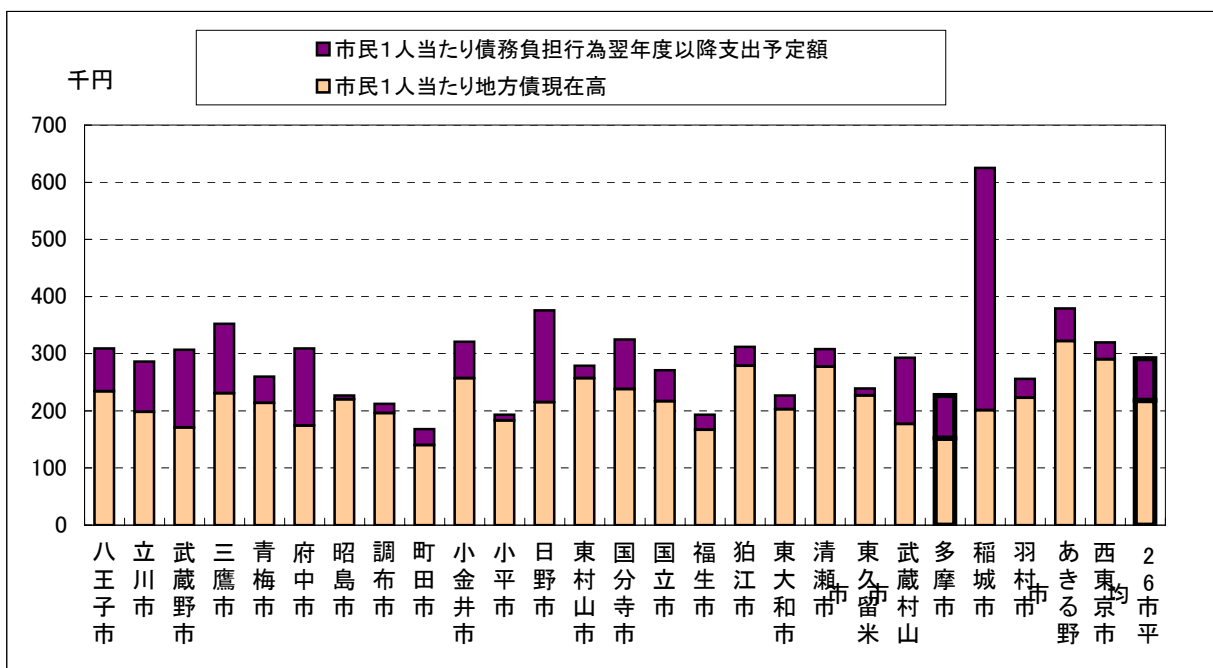
単位:円

年度	16	17	18	19	20	21	22
貯金(基金)	66,335	73,632	73,569	68,023	62,626	61,181	71,619
借金・分割払い(地方債・債務負担)	342,018	305,906	286,838	290,730	269,007	243,442	227,523

(最終決算年度から7年間)

#### ②平成22年度 26市における市民1人当たりの借金・分割払い

市民1人当たりの借金(地方債)と分割払い(債務負担行為)の26市平均は29万1千円です。多摩市は22万7千円で26市中で少ない方から6位となっています。



## 7 財政指標からみる多摩市の状況

自治体の財政状況の善し悪しを判断する目安を財政指標といいます。

主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。

平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

### (1) 財政力指数の推移

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。

財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。

また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。

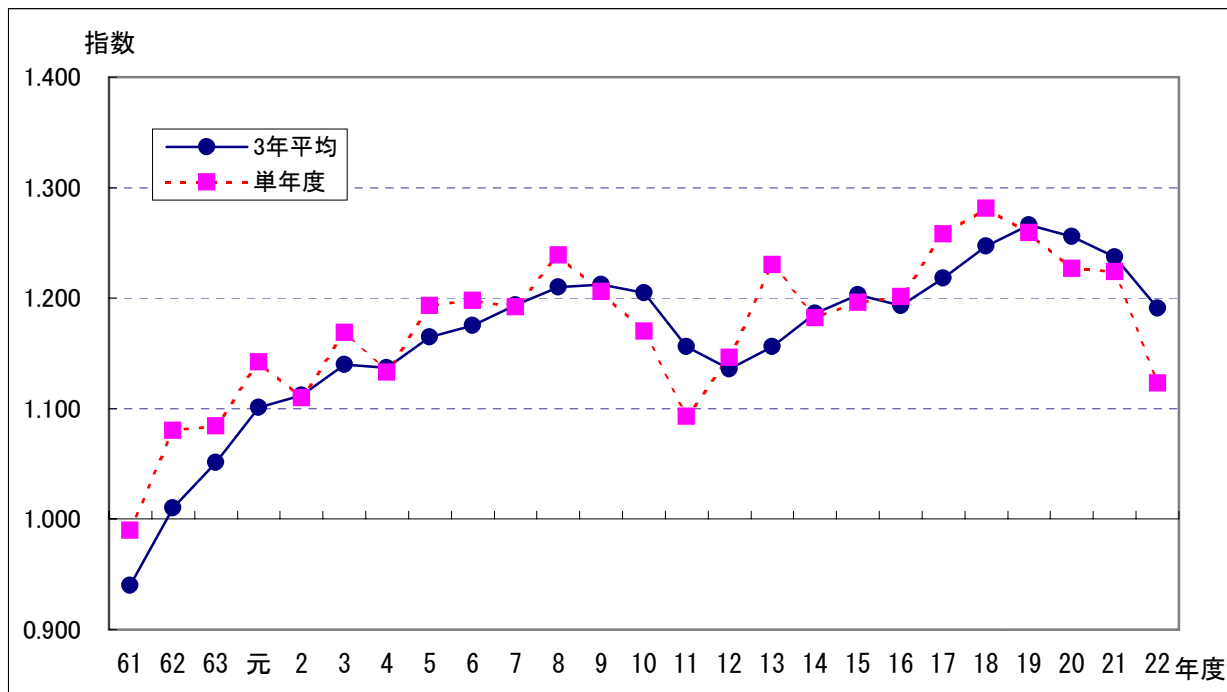
この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが一般的です。

※「基準財政需要額」…普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮想の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げた、いわばモデル計算です。

※「基準財政収入額」…普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

#### ① 財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。近年は都市として成熟期に入り、1.2前後と高い水準で推移していましたが、平成22年度は、景気低迷の影響などによる市税や各種交付金の減収などから、3年平均、単年度とも1.2を割り込みました。



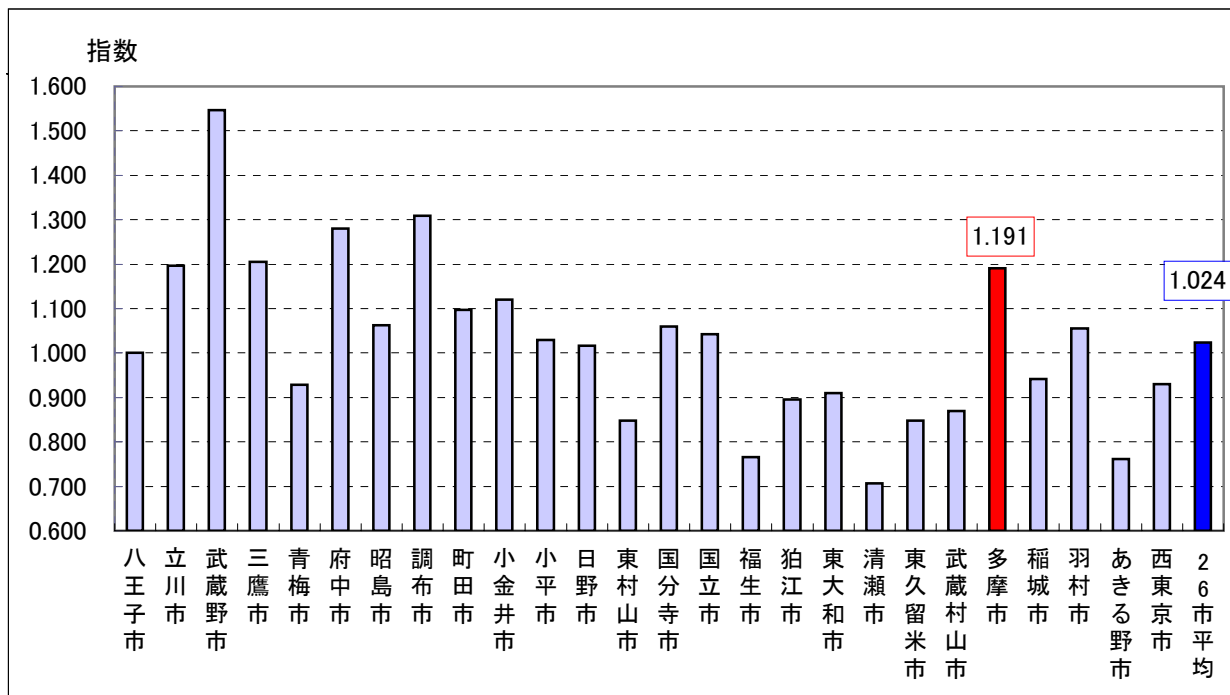
年度	16	17	18	19	20	21	22
3年平均	1.193	1.218	1.247	1.266	1.256	1.237	1.191
単年度	1.201	1.258	1.281	1.259	1.227	1.224	1.123

(最終決算年度から7年間)

## ②平成22年度 26市の財政力指数

平成22年度における多摩市の財政力指数は1.191(3年平均)です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、その中でも多摩市は26市中「6位」で、26市平均と比べ高い数値となっています。

なお、22年度の算定結果(単年度)をみますと、全国で財政力指数が1以上の自治体は全国1,774団体(都道府県及び市町村)のうち4.0%にあたる71団体です。



## (2) 公債費に関する指標の推移

地方債(借金)や債務負担行為(分割払い)は将来の負担になるものであり、将来の財政に大きく影響します。そこで、地方債を発行する場合には、将来の負担を考えて、無理なく返せるかどうかを十分見極めなければなりません。その目安としていくつかのものさし(財政指標)があります。

それが、「公債費負担比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」です。

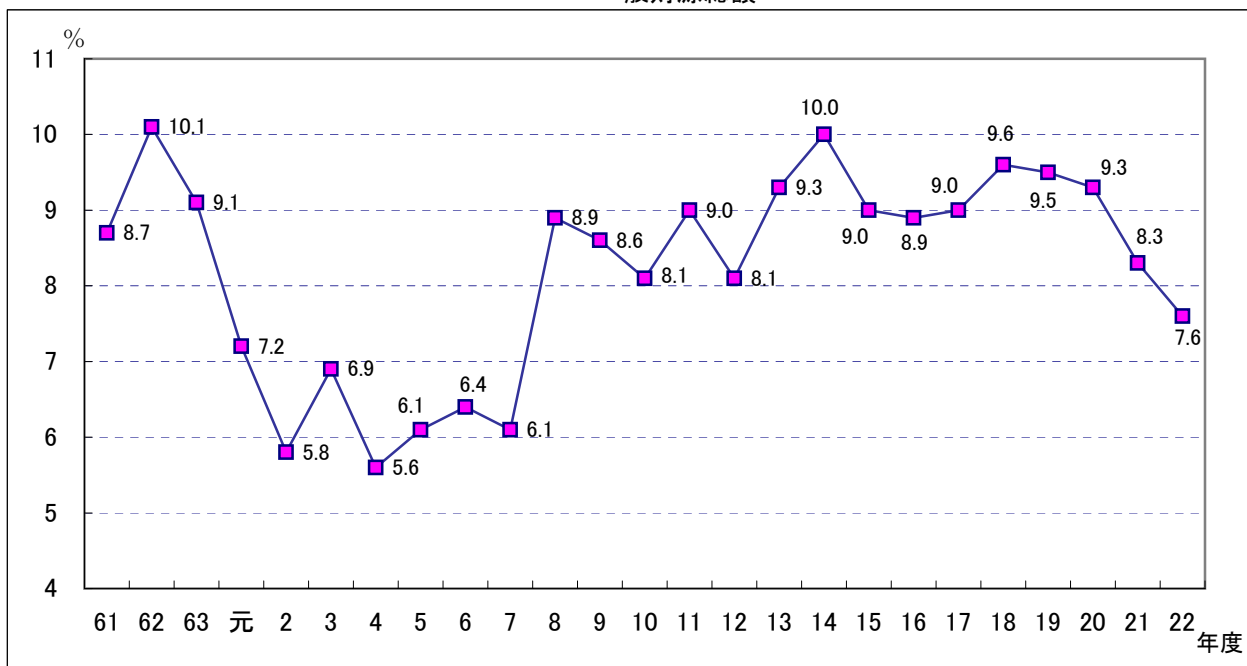
### ①公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、「借金の程度」です。一般財源の総額に対して、公債費(借入金の返済)にどれだけ一般財源を投入しているかの割合を示したものです。これは、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、この比率が高くなると、財政悪化の兆候といえます。公債費が過度に後年度負担にならないように十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。一般的に、15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号と言われています。

平成22年度は7.6%で、前年度に比べて0.7ポイント下がりました。市債の発行の抑制に努めた結果、公債費自体は年々減少する見込みです。

#### ○ 計算式

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$



単位: %

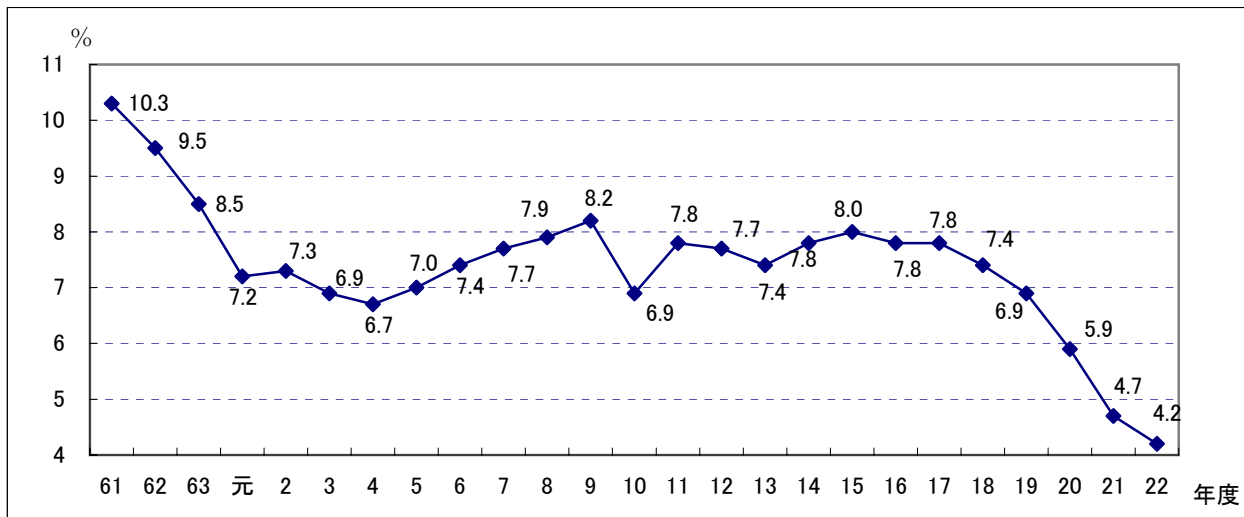
年度	16	17	18	19	20	21	22
公債費負担比率	8.9	9.0	9.6	9.5	9.3	8.3	7.6

(最終決算年度から7年間)

## ②公債費比率の推移

「公債費比率」は、毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合から、地方債の発行(借金)の状況を判断するためのものです。この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることになります。

これに関連した指標として、「実質公債費比率」が平成17年度決算から導入されましたが、19年度決算から算定方法を変えて健全化判断比率に組み込まれました。これについては「(4) 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況」で説明しています。



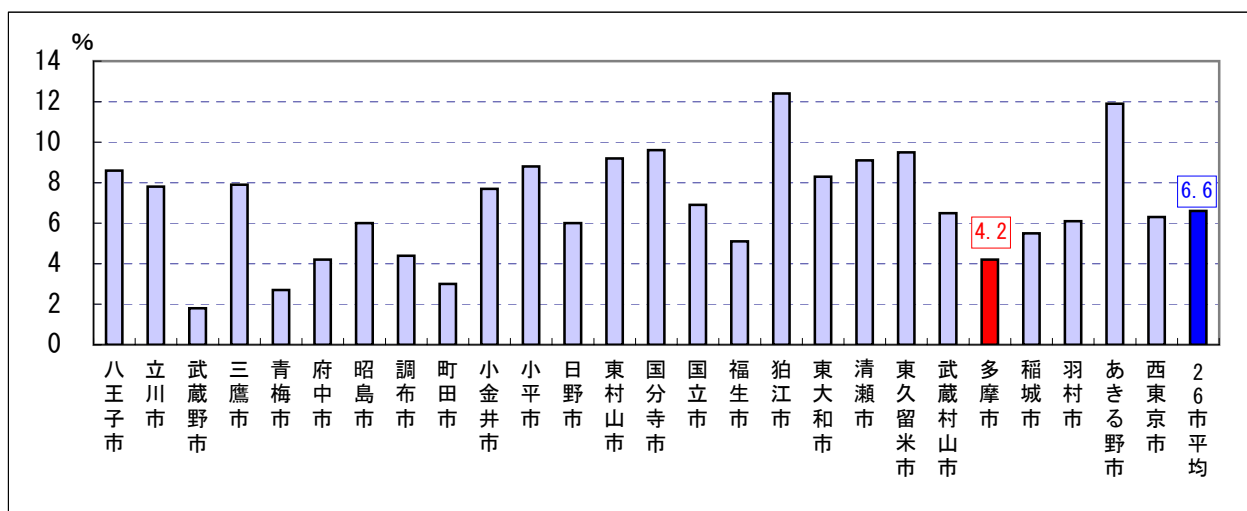
単位: %

年度	16	17	18	19	20	21	22
公債費比率	7.8	7.8	7.4	6.9	5.9	4.7	4.2

(最終決算年度から7年間)

## ③平成22年度 26市の公債費比率

平成22年度の公債費比率は26市中4位になりました。今後も更に減少する見込みです。



### (3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうち、どんな経費にも充てることができる一般財源（経常一般財源）がどの程度経常的な支出（経常経費）に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみようとするものです。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充当できる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では70～80%程度が適正水準と言われていますが、多摩市のようにインフラの整った都市部では、もう少し高い値を目標に（経営改革推進計画では90%に設定）しながら、市民サービスの向上や財政運営の改善に努めていきます。

※経常経費…職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、継続して支出する固定的な経費を経常経費といいます。

#### ○ 減税補てん債及び臨時財政対策債を加えた新たな計算式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

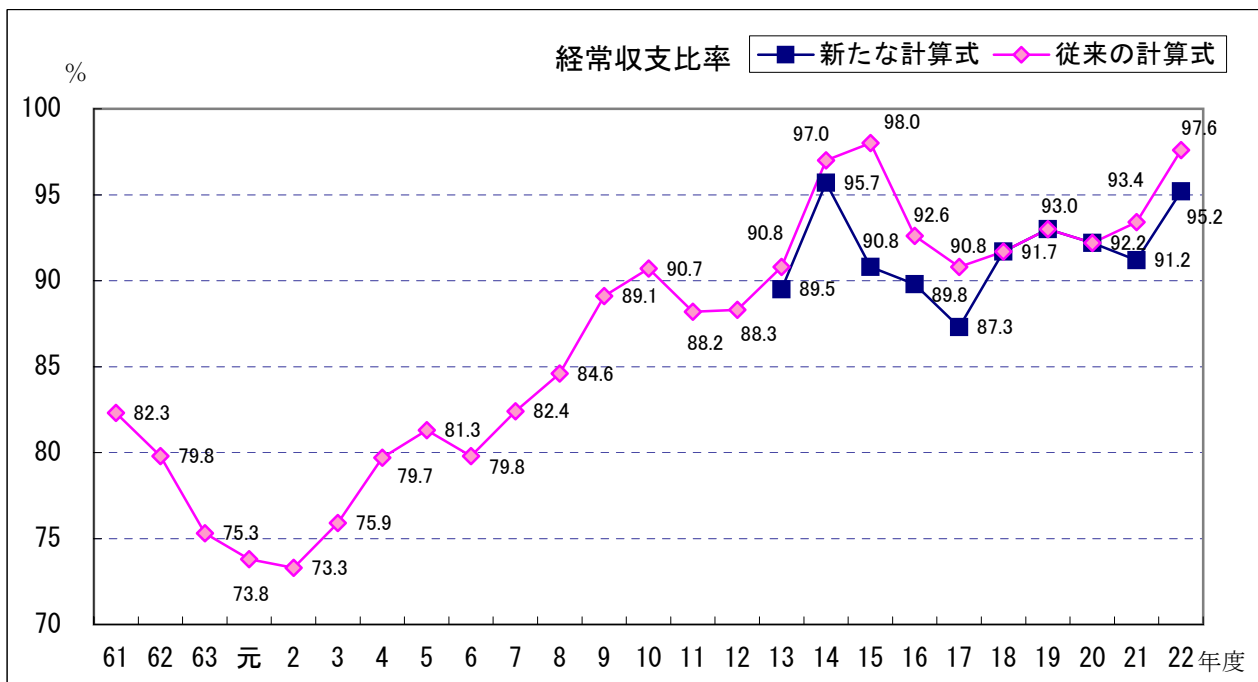
\*減税補てん債はH18年度で終了

#### ① 経常収支比率の推移

多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、14年度は95.7%と非常に高い数値となりました。その後、再構築プランによる歳出の見直しなどにより改善に向かったものの、再び90%を超え、14年度の危機的状況に近づきつつあります。

多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が急激に増加する見通しが困難な中で、新たな財政需要に对应していくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

22年度の経常収支比率は95.2%で、前年度より4.0ポイント悪化しました。また、算定の分母に臨時財政対策債を含めない以前の算定方法では97.6%と前年度より4.2ポイント悪化しています。これは、人件費や公債費は着実に減少している反面、扶助費や物件費の経常経費充当一般財源が増加したこと、市税や各種交付金等の経常一般財源が景気低迷の影響により減少したことによる、歳入歳出両面の悪化が要因となっています。

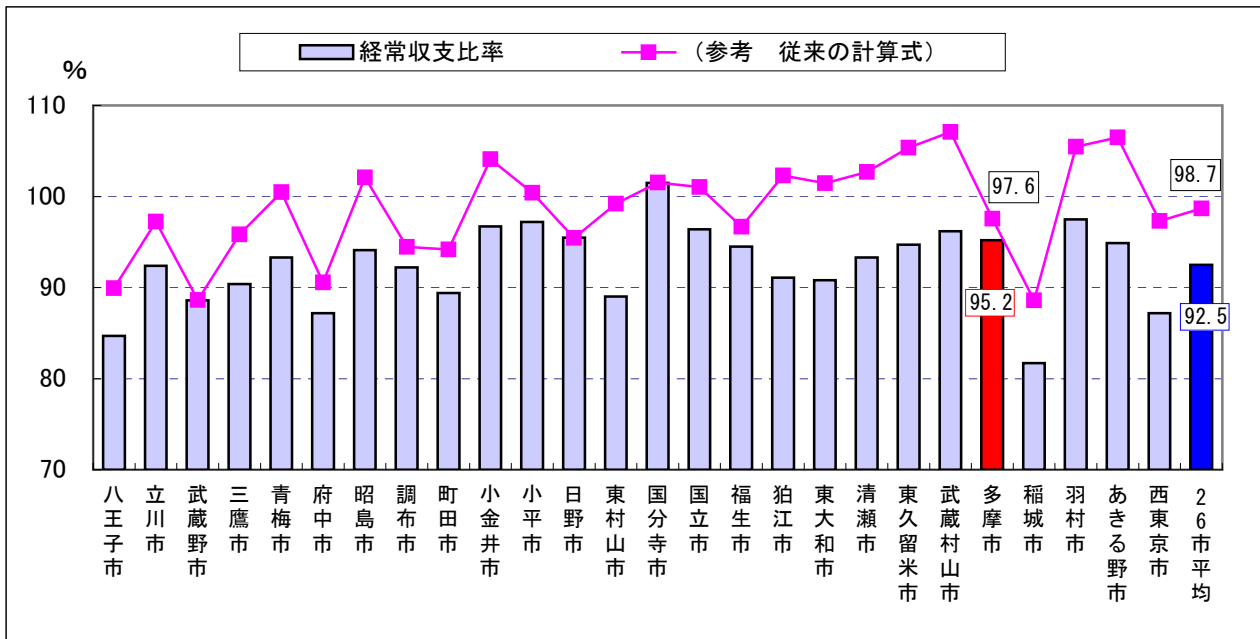


年度	16	17	18	19	20	21	22
新たな計算式	89.8	87.3	91.7	93.0	92.2	91.2	95.2
従来の計算式	92.6	90.8	91.7	93.0	92.2	93.4	97.6

(最終決算年度から7年間)

## ②平成22年度 26市の経常収支比率

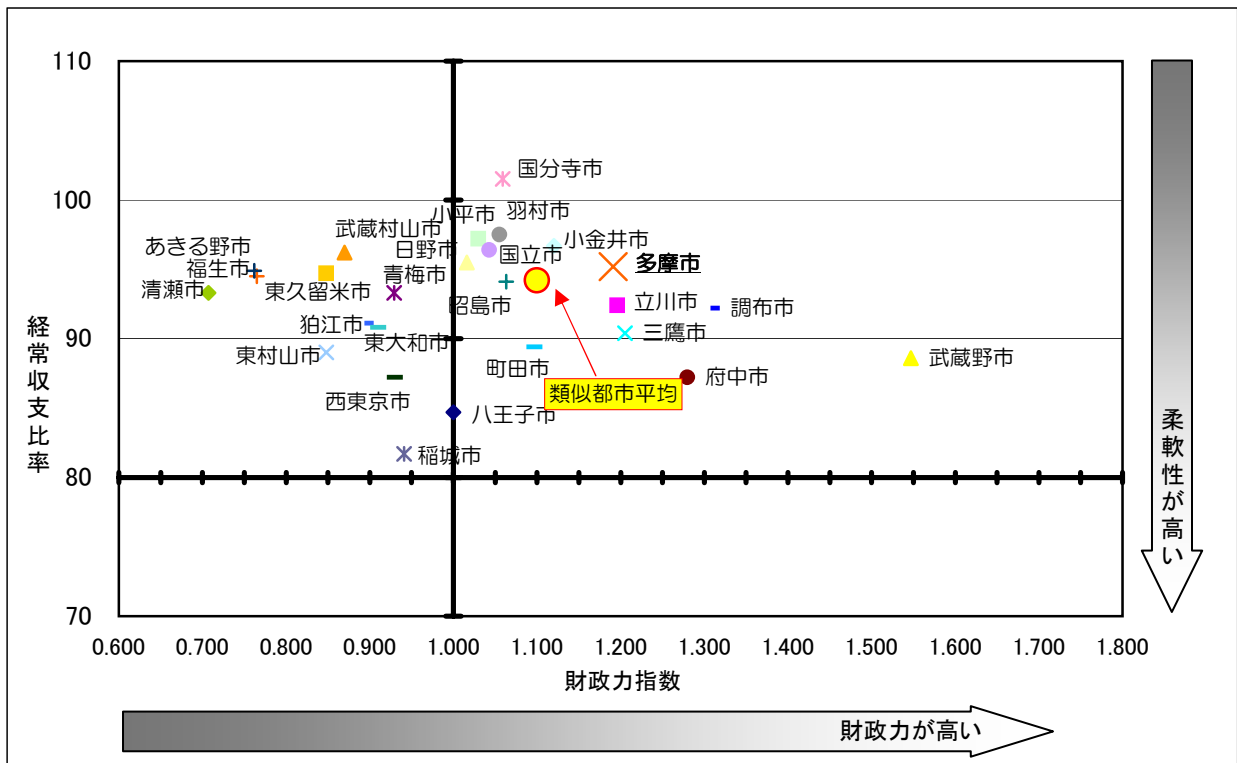
平成22年度の決算時点における多摩市の経常収支比率は95.2%で、26市の順位では19位とかなり悪化しました。26市の平均値92.5%との比較では2.7ポイント下回る結果となります。新たな計算式では、臨時財政対策債が計算の分母に加わるため、臨時財政対策債発行額の多寡により、数値が大きく変動します。



## ③平成22年度 26市の経常収支比率・財政力指数の関係

各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、財政力は高い(良い)のですが、経常収支比率は高く(悪く)硬直化しています。多摩市の事業内容や施設整備が共に充実していることが要因のひとつです。今後も多摩市が健全財政を維持していくためには、人件費、公債費などの義務的経費のほか、各種事業や施設の維持管理に係る経常経費をより一層見直すとともに、新たな歳入の確保策が必要です。



#### (4) 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

平成18年度に話題となった地方自治体の破綻などを受け、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。これにより、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、①分かりやすい指標を作り、②普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、③財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では各指標の算定と公表だけが義務付けられましたが、平成20年度決算からは算定した指標が基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務が生じます。

##### ① 健全化判断比率

平成22年度決算に基づき算定した多摩市の健全化判断比率（4指標）は、平成19～21年度決算に引き続き、4指標全てにおいて早期健全化基準を下回っており、健全性が保たれています。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市 算定数値	—	—	0.0	—
早期健全化基準 ※1	11.83	16.83	25.00	350.00
財政再生基準 ※2	20.00	35.00	35.00	

・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。

・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。

※1 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。（自主的な改善努力による健全化の段階）

※2 健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。（国等の関与による確実な再生の段階）

##### ② 資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる特別会計は、下水道事業特別会計のみです。

下水道事業特別会計の平成22年度決算は、平成19～21年度決算と同様に「資金の不足額」が生じていないため、資金不足比率は「—」となり経営健全化基準を下回っています。

	特別会計の名称	資金不足比率（％）	事業の規模
多摩市 算定数値	下水道事業特別会計	—	2,655,430千円
経営健全化基準 ※3		20.0	

・この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第15号を基に作成しています。

・資金の不足額がない場合は、「—」を記載しています。

・事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第3号の規定により事業の規模（営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額）を記載しています。

※3 資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

### ③健全化判断比率等の概要について

#### ア. 実質赤字比率(一般会計等の実質赤字の比率)について

##### (7) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等 … 多摩市では一般会計のみが該当(平成20年度までは受託水道事業特別会計が該当)
- 実質赤字額 … 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

##### (1) 平成22年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません(実質収支額は黒字の1,366,450千円)。実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

#### イ. 連結実質赤字比率(全ての会計の実質赤字の比率)について

##### (7) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } \{(イ+ロ) - (ハ+ニ)\}}{\text{標準財政規模}}$$

- 全ての会計 … 多摩市の全会計、一般会計と6つ(国民健康保険、下水道事業、老人保健医療、介護保険、介護保険サービス事業、後期高齢者医療)の特別会計が該当
- 連結実質赤字額 … イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額
  - ・イ … 一般会計及び公営企業(下水道事業特別会計)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ・ロ … 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ・ハ … 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ・ニ … 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

##### (1) 平成22年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。(実質収支額の合計 1,786,490千円) 連結実質赤字額がないため、判断比率は「-」を記載しています。

#### ウ. 実質公債費比率(公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)について

##### (7) 算定方法

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金 … イからホまでの合計額
  - ・イ … 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ・ロ … 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ・ハ … 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ・ニ … 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ・ホ … 一時借入金の利子

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

… 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(イ) 平成22年度決算に基づく算定数値

・各年度ごと(単年度)の実質公債費比率

20年度 …	△0.10%	} 3か年平均(「3か年の合計」÷3で、小数点以下第2位を切り捨て)	<u>0.0%</u>
21年度 …	△0.27%		
22年度 …	0.55%		

エ. 将来負担比率(地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)について

(ア) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額 … イからチまでの合計額

- ・イ … 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ … 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ・ハ … 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ … 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ … 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ … 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト … 連結実質赤字額
- ・チ … 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額 … イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○特定財源見込額 … イから二までの償還額等に充てることのできる特定の歳入見込額

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

… 地方交付税法の規定により、イから二までに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(イ) 平成22年度決算に基づく算定数値

将来負担額(イからチまでの合計額)34,519,484千円に対して、そこから差し引く「充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は46,171,849千円であり、計算上の分子(将来負担)がマイナスになるため、判断比率は「-」を記載しています。

## オ. 資金不足比率(公営事業ごとの資金不足の比率)について

### (ア) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額 … (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額
- 解消可能資金不足額 … 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。(多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません)
- 事業の規模 … 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

### (イ) 平成22年度決算に基づく算定数値

下水道事業特別会計では、「資金不足額」は生じていません(剰余額 370,044千円)。  
資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」を記載しています。

〔コラム〕 実質収支額(剰余額)等を使って財政指標を算定してみると…

財政健全化法に伴う財政指標(健全化判断比率と資金不足比率)算定において、平成22年度決算に基づく数値では、5つの指標のうち4つが「- (算定不可)」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額(剰余額・黒字額)等を利用して財政指標を算定してみますと

実質赤字比率	「-」	⇒	△ 4.64%
連結実質赤字比率	「-」	⇒	△ 6.07%
実質公債費比率	0.0%	⇒	変更なし
将来負担比率	「-」	⇒	△43.6 %
資金不足比率(下水)	「-」	⇒	△13.94%

と、マイナスの指数になります。

実質赤字額や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余額が多かったということではありますが、一般的に「実質収支比率(標準財政規模に対する実質収支額の割合)は3~5%程度が望ましい」と言われていることから、マイナスの数値が大きい(数値が低い)ほど良いという指標ではありません。

一方、実質公債費比率と将来負担比率は、マイナスの数値が大きい(数値が低い)ほど公債費や将来負担額の比重が軽く、財政の健全性が高いといえます。

既に総務省から算定結果が公表されている平成21年度決算に基づく実質公債費比率、将来負担比率を他団体と比較しますと、2つの指標ともに全国平均、東京都26市の平均よりも数値が低くなっており、「多摩市の財政は健全性が高い」ということが確認できます。

(参考) 平成21年度決算に基づく健全化判断比率の他団体との比較

	多摩市 平成21年度決算に 基づく算定結果	各指標の平均値		早期健全化基準を超える団体の数	
		全国の 市区町村	東京都 26市	全国 (都道府県を含む)	東京都 26市
実質赤字比率	△6.02%		△4.89%	なし	なし
連結実質赤字比率	△7.98%		△8.85%	なし	なし
実質公債費比率	0.0 %	11.2%	4.4 %	12団体	なし
将来負担比率	△34.5 %	92.8%	25.8 %	3団体	なし

・実質赤字額があるのは、市区町村で13団体(都道府県は無し)。

・連結実質赤字額があるのは、市区町村で31団体(都道府県は無し)。

(参考) 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します。

※平成20年度の決算統計から「臨時財政対策債発行可能額」が「標準財政規模」のうち数に改められたため、健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」と決算統計における「標準財政規模」は一致するようになりました。

ア. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額))}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{29,417,825} = \text{なし}$$

○一般会計等 ⇒ 多摩市では一般会計のみが該当

○標準財政規模 29,417,825

○繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0  
⇒ 繰上充用は行っていない

○支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0  
⇒ 支払繰延額はない

○事業繰越額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0  
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない

イ. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(イ + ロ)が(ハ + ニ)を超える場合の、当該超える額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (1,416,446 + 370,044)}{29,417,825} = \text{なし}$$

○標準財政規模 29,417,825

(イ)一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、  
実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 0

対象となる会計は一般会計と5つ(国民健康保険、老人保健医療、介護保険、介護保険サービス事業、後期高齢者医療)の特別会計。  
全ての会計において実質赤字額なし

(ロ)公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0  
⇒ 対象となる会計は下水道事業特別会計。資金不足額なし

(ハ)一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 1,416,446  
⇒ 対象となる会計は上記(A)と同じ。6つの会計の実質黒字(実質収支額)の合計額

(ニ)公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額 370,044  
⇒ 対象となる会計は上記(B)と同じ。下水道事業会計の資金剰余額(実質収支額)

## ウ. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3カ年平均}$$

	H20決算	H21決算	H22決算
○元利償還金 ⇒ 一般会計歳入歳出決算書の数値を使用	3,635,327	3,182,285	3,043,845
○準元利償還金 ⇒ 下記(イ)～(ホ)の合計額			
(イ) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当りの元金償還金相当額 ⇒ 満期一括の地方債償還額なし	0	0	0
(ロ) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 下水道事業特別会計への繰出金（地方債償還・雨水分）	116,009	109,941	89,856
(ハ) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分	661,416	646,286	494,296
(ニ) 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの ⇒ 土地開発公社からの用地買戻し分、小中学校等の立替施行償還分	622,800	636,936	920,696
(ホ) 一時借入金の利子 ⇒ 一時借入金の借入なし	0	0	0
○標準財政規模	31,024,265	30,840,988	29,417,825
○特定財源 ⇒ 東京都補助金（ニュータウン財政補完）＋市営住宅使用料の一部＋元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額	2,168,348	1,914,463	1,700,061
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額	2,894,955	2,737,843	2,702,332

20年度	=	$\frac{(5,035,552)}{31,024,265}$	-	$\frac{(5,063,303)}{2,894,955}$	=	-0.09866%
21年度	=	$\frac{(4,575,448)}{30,840,988}$	-	$\frac{(4,652,306)}{2,737,843}$	=	-0.27349%
22年度	=	$\frac{(4,548,693)}{29,417,825}$	-	$\frac{(4,402,393)}{2,702,332}$	=	0.54762%
3カ年平均 (小数点以下第二位を切り捨てて表示)					=	0.0%

## エ. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$

○将来負担額 ⇒ 下記(イ)~(チ)の合計額

(イ)一般会計等の地方債現在高 22,224,891

⇒ 主要施策の成果説明書の平成22年度末地方債残高を使用

(ロ)債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) 5,863,918

⇒ 普通会計(決算統計)の平成22年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額

(ハ)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 567,757

⇒ 下水道特会の雨水負担分

(ニ)当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 2,343,571

⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額(東京たま広域資源循環組合、多摩ニュータウン環境組合、南多摩斎場組合分)

(ホ)退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 3,518,983

⇒ 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額

(ヘ)設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 364

⇒ 私立高等学校入学準備金貸付事業損失補償債務に係る負担見込額

(ト)連結実質赤字額 0

⇒ 該当なし

(チ)組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 0

⇒ 該当なし

○充当可能基金額 11,230,295

⇒ 一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上記(イ)~(ヘ)の償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金残高合計額

○特定財源見込額 11,633,236

⇒ 上記(イ)~(ニ)の償還額等に充てることのできる特定の歳入見込で、東京都補助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 都市計画税収入額の一部を算入

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 23,308,318

⇒ 地方交付税法の規定により、(イ)~(ニ)に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

○標準財政規模 29,417,825

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 2,702,332

⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

将来負担比率 =	$\frac{34,519,484 - (46,171,849)}{29,417,825 - (2,702,332)}$	=	なし
----------	--	---	----

**オ. 資金不足比率**

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} + \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}}$$

$$= \frac{(0 + 0 + 0) - 0}{2,655,430 - 0} = \text{なし}$$

※多摩市で該当となる会計は、下水道事業特別会計のみ

- 繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0  
⇒ 繰上充用は行っていない
- 支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0  
⇒ 支払繰延額はない
- 事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0  
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない
- 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 0  
⇒ 該当なし
- 解消可能資金不足額＝事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。 0  
⇒ 資金不足額が生じていないため算定せず
- 営業収益に相当する収入の額 2,655,430  
⇒ 公営企業決算調査票（下水道事業会計）の数値を使用
- 受託工事収益に相当する収入の額 0  
⇒ 公営企業決算調査票（下水道事業会計）の数値を使用